

第 3 次佐々町男女共同参画計画

令和 4 年 3 月

佐 々 町

はじめに

近年の少子高齢化の急速な進展や新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、社会は人々の生命や生活、経済、さらには行動や意識、価値観にまで及ぶ幅広くかつ大きな影響を受け歴史的な転換点に直面しています。



このような状況にあって、国においては、「あらゆる分野における女性の参画拡大」を位置付けた「第5次男女共同参画基本計画」を令和2年12月に閣議決定し、男女が自らの意思に基づき個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ活力ある持続可能な社会の実現を目指しているところです。また、長崎県においては、令和3年3月に「第4次長崎県男女共同参画基本計画」を策定し、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の認識や女性の人材育成と女性が参画しやすい環境づくりなどの視点を掲げた取組を推進することになっています。

このたび「第3次佐々町男女共同参画計画」を策定するにあたっては、これまでの取組を検証するとともに、「男女共同参画社会に向けての町民意識調査」により現状の課題を把握し、国・長崎県の取組や社会情勢などの動向を踏まえながら、検討を進めてまいりました。

少子高齢化が進むなかで若い世代の定住を目指している本町においては、男女共同参画の推進がまちづくり戦略を実現するための重要な取組です。また感染症や自然災害に備え、平時のみならず非常時・緊急時にも機能するセーフティネットの整備を図るとともに、ポストコロナの時代を見据えた「新しい日常」の実現に向けて取り組んでいく必要があります。そのためには、町民の皆様をはじめ、事業所、関係団体の皆様と町がそれぞれの役割を認識し、一体となって推進していくことが重要ですので、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に計画策定にあたり、ご意見をいただきました佐々町男女共同参画推進懇話会の委員の皆様をはじめ、町民意識調査にご協力をいただきました町民の皆様、関係各位に心からお礼を申し上げます。

令和4年3月

佐々町長 古庄 剛

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の役割	2
3. 計画の期間	2
4. 計画策定の体制	3
5. 基本的な考え方	4
6. SDGs における男女共同参画	5

第2章 佐々町の状況

1. 人口・人口動態	6
2. 雇用・就労状況	11
3. 女性の参画の状況	13

第3章 基本理念・基本目標・施策の展開

1. 基本理念	15
2. 施策を展開するにあたっての重要な視点	15
3. 施策の体系	16
4. 具体的な施策の展開	17
基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大	17
基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり	24
基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現	38
基本目標Ⅳ 推進体制の整備・強化	47

◆ 資料編

1. 用語の解説	48
2. 佐々町男女共同参画推進懇話会設置要綱	54
3. 佐々町男女共同参画推進会議設置要綱	55

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進む本町にとって、地域社会の多様性と活力を高め、地域社会が活性化していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、地域社会全体で取り組むべき最重要課題となっています。

国においては、男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会を目指し、「あらゆる分野における女性の参画拡大」を計画の冒頭に位置付けた「第5次男女共同参画基本計画」が令和2年12月に閣議決定されました。

県においても、男女共同参画社会づくりに向けた取組の実効性をより高めるとともに、女性が能力を十分に発揮できる社会づくりを一層進めるため、「男女が性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる社会の実現」を目指す指針として、令和3年3月に「第4次長崎県男女共同参画基本計画」を策定しました。

本町では、町民参加のまちづくりの推進施策のもと、男女共同参画社会の形成に取り組むとともに、平成22年3月に『個性を認め、能力を発揮し 男女（とも）につくり わかちあう町』を基本理念とした「佐々町男女共同参画計画」を策定しました。また、平成29年にはこれまでの取組の成果を発展・継承するとともに、あらゆる分野において女性の活躍を支援するための計画として、「第2次佐々町男女共同参画計画」を策定し、さらなる男女共同参画社会の実現に取り組んできました。

このような中、令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界、日本、そして本町は今、人々の生命や生活、経済、社会、さらには、行動・意識・価値観にまで及ぶ大きな影響を受け、歴史的な転換点に直面することになりました。このため平時のみならず、非常時・緊急時にも機能するセーフティネットの整備を図るとともに、感染症が収束したポストコロナの時代を見据え、「新たな日常」の実現に向けて取り組むことが求められています。

以上のような観点を踏まえ「第3次佐々町男女共同参画計画」は、新しい令和の時代を切り拓き、また、ポストコロナの「新しい日常」の基盤となることを目指して策定するものです。

2. 計画の役割

本計画は、「男女共同参画社会基本法」に規定する市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（「市町村男女共同参画計画」）に相当するものです。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（改正 DV 防止法）」に規定する「市町村基本計画」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する「市町村推進計画」と一体をなすものです。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

計画の期間

H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	～	R12年度
第2次佐々町男女共同参画計画					第3次佐々町男女共同参画計画						
第6次佐々町総合計画				第7次佐々町総合計画							

4. 計画策定の体制

(1) 各種会議の実施

本計画の策定にあたっては、関係団体などの代表から構成される「佐々町男女共同参画推進懇話会」からご意見をいただき、役場の男女共同参画社会づくりに関わる施策や事業を担う部署から選出された職員により構成する「佐々町男女共同参画推進会議幹事会」、佐々町長を会長とする「佐々町男女共同参画推進会議」において検討・協議を行いました。

また、役場職員による座談会において、ワーク・ライフ・バランスに関するグループインタビュー、意見交換会を行いました。

(2) これまでの取組の検証

第2次計画に位置付けている施策の実績などについて検証を行い、新たな施策や取組について、国・県などの動向を踏まえて検討しました。

(3) 町民意識調査の実施

現状の課題の把握、計画策定の基礎資料とするため「男女共同参画社会に向けての町民意識調査」を令和3年9月に実施しました。

① 調査実施期間

- ・ 令和3年9月16日～9月30日

② 調査対象者

- ・ 満20歳以上80歳以下の町内在住者の中から無作為に抽出した1,000人

③ 調査方法

- ・ 郵送による配布・回収

④ 調査項目

- ・ 男女平等について、家庭生活・地域活動について
- ・ 就労及びワーク・ライフ・バランスについて
- ・ 人権（セクシュアルハラスメント・DV）について
- ・ 女性の活躍促進・男女共同参画社会づくりについて

⑤ 有効回収票

- ・ 336票（有効回収率33.6%）
うち 男性 139票、女性 195票、性別不詳 2票

5. 基本的な考え方

(1) 男女共同参画社会基本法の 5 つの基本的理念

① 男女の人権の尊重

男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

② 社会における制度又は慣行についての配慮

男女共同参画社会の形成に当たっては、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼさないように配慮されなければならない。

③ 政策などの立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

⑤ 国際的協調

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の 3 つの基本的原則

- ① 女性に関する採用、昇進などの機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担などを反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること。
- ② 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること。
- ③ 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと。

6. SDGs における男女共同参画

平成 27 年の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、その中で「誰一人取り残さない」を基本理念とし、「持続可能な世界を実現するための 2030 年までに到達すべき国際社会全体の目標「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」として、17 のゴール（分類別目標）及び 169 のターゲットが提示されました。

ゴール 5「ジェンダー平等を実現しよう」は、男女共同参画社会の実現や女性の活躍を推進する本計画の施策の方向性とも重なり、本計画の施策を着実に進めていくことが、SDGs の推進につながるものと考えます。



なお、本計画に掲げる施策と特に関連する SDGs の目標は次のとおりです。

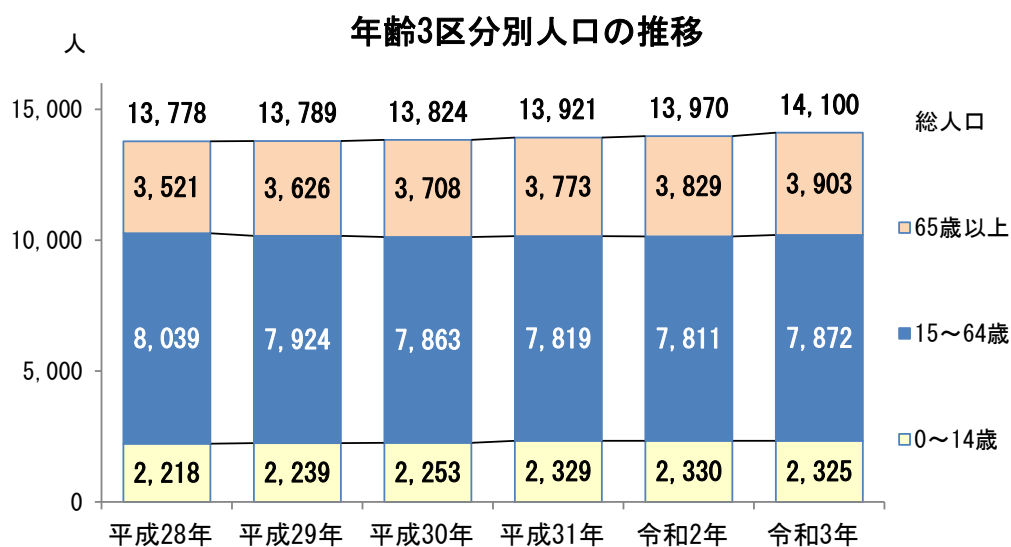
	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と 働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する		各国内及び各国間の不平等を是正する

第2章 佐々町の状況

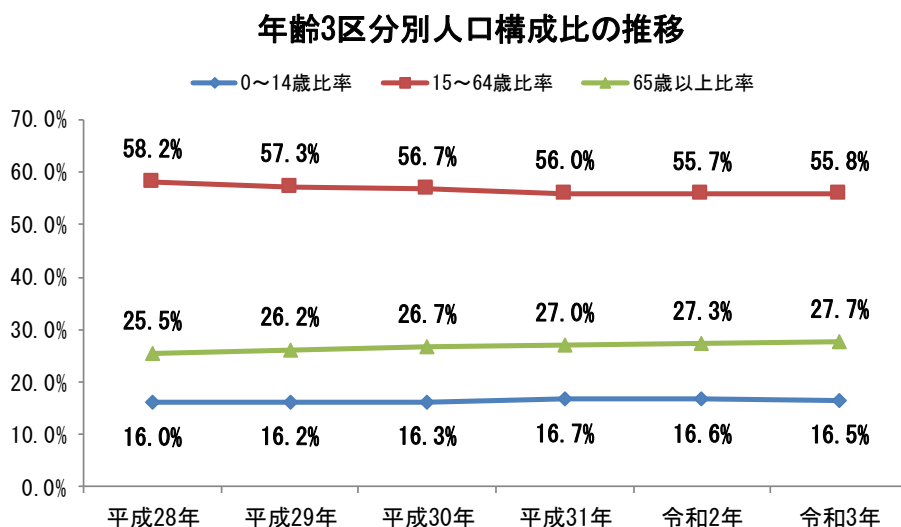
1. 人口・人口動態

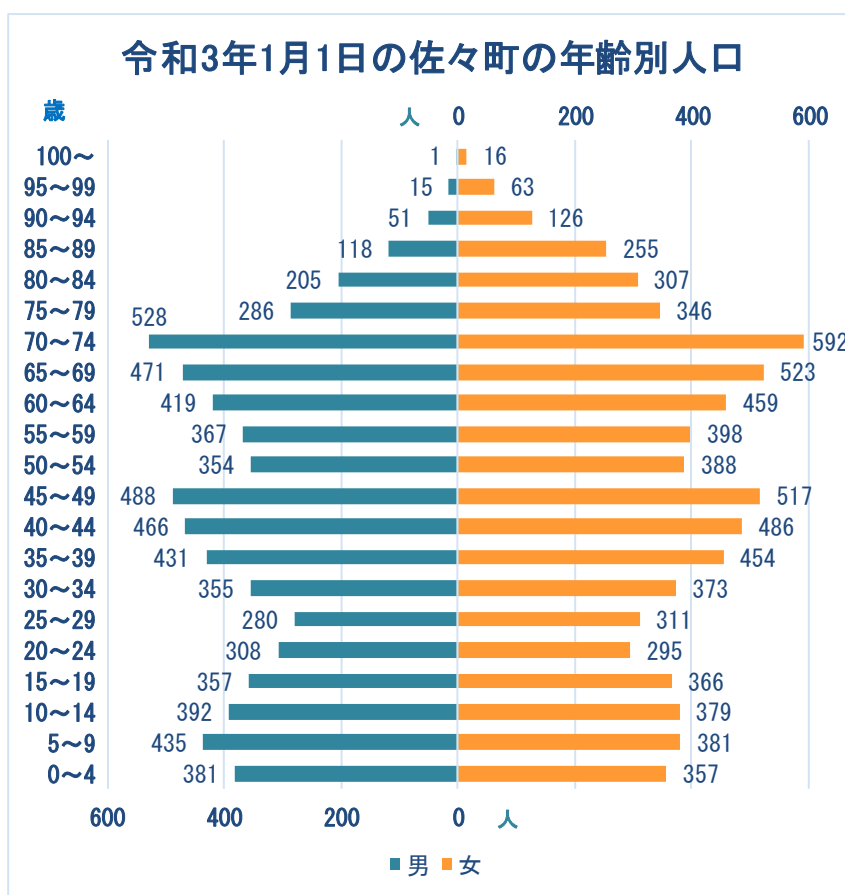
本町の総人口は、令和3年1月現在 14,100 人で、近年は増加傾向となっています。年齢3区分別（0～14歳 [年少人口]、15～64歳 [生産年齢人口]、65歳以上 [老年人口]）でみると、0～14歳の人口は増加、15～64歳は減少傾向から令和3年に増加、65歳以上は増加傾向にあります。

令和3年1月現在の年齢別人口（人口ピラミッド）をみると、団塊の世代 70～74 歳代、その子どもの世代 45～49 歳代の人口が多く、それらの世代からピラミッドの裾野が次第に狭まる傾向にあるものの、14歳以下の年少人口は男性が多くなっています。また、80歳以上では男性より女性が顕著に多くなっています。



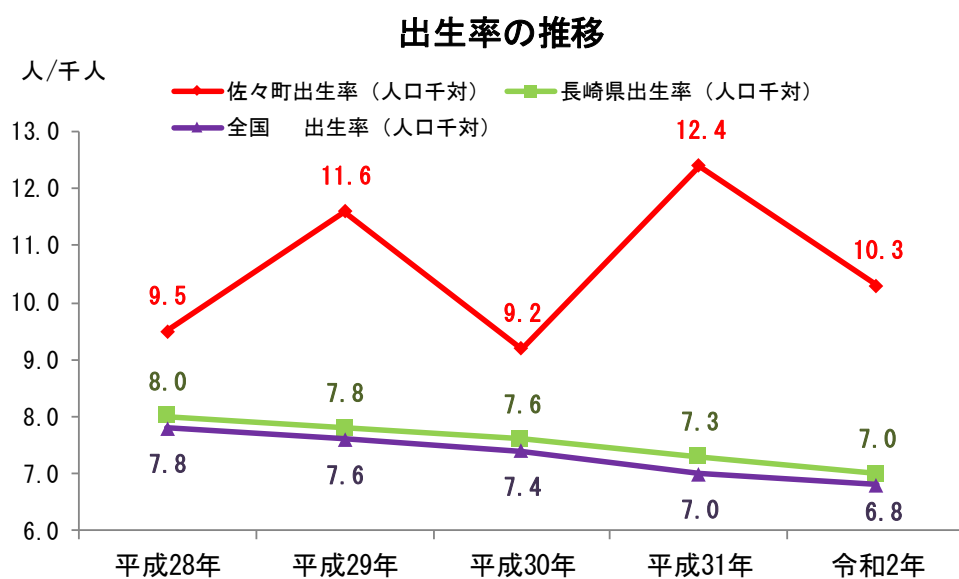
※住民基本台帳人口（1月1日時点）





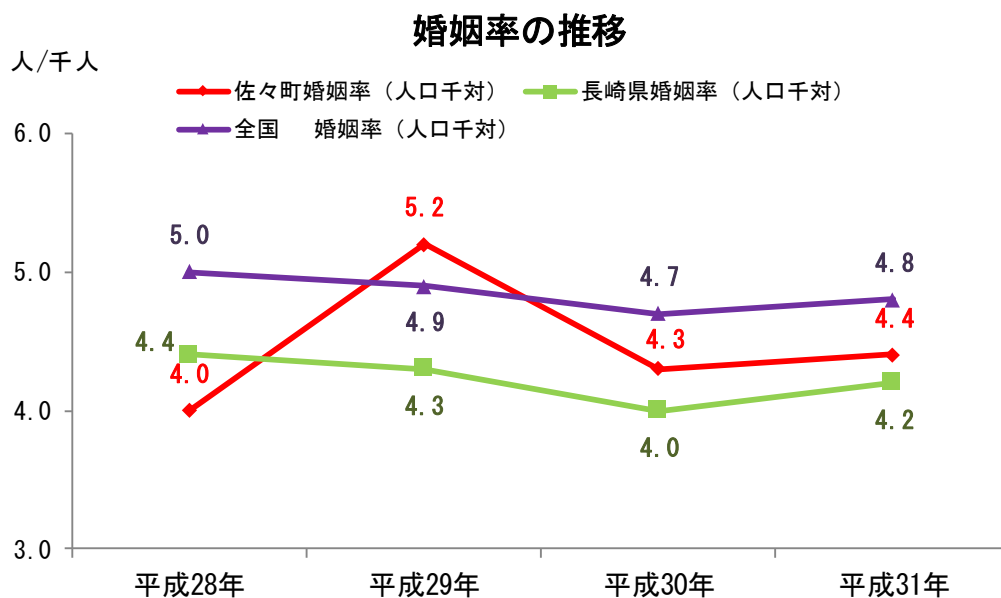
※住民基本台帳(外国人を含めた集計)

本町の出生率は、平成 28 年から令和 2 年にかけて増減を繰り返しながら、令和 2 年には 10.3 となっています。また、全国、長崎県より高い割合で推移しています。

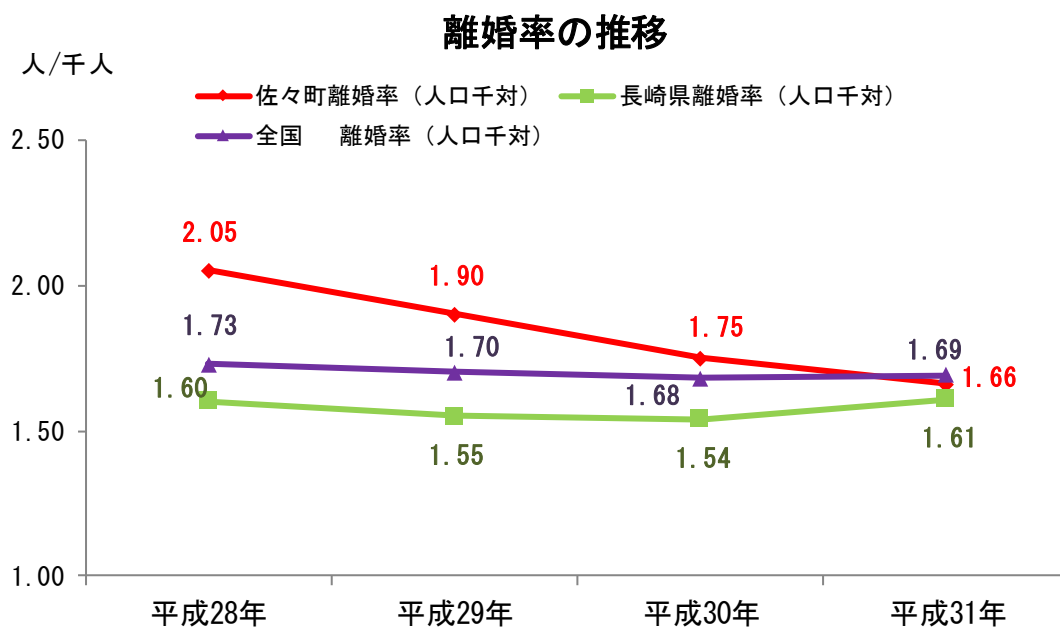


※厚生労働省・長崎県「人口動態統計」

本町の婚姻率は増減を繰り返しながら推移し、平成 31 年では 4.4 と、県平均を上回っていますが全国平均を下回っています。また、離婚率は平成 28 年の 2.05 から平成 31 年は大きく減少し 1.66 となり、県平均よりもやや高く全国平均よりもやや低くなっています。



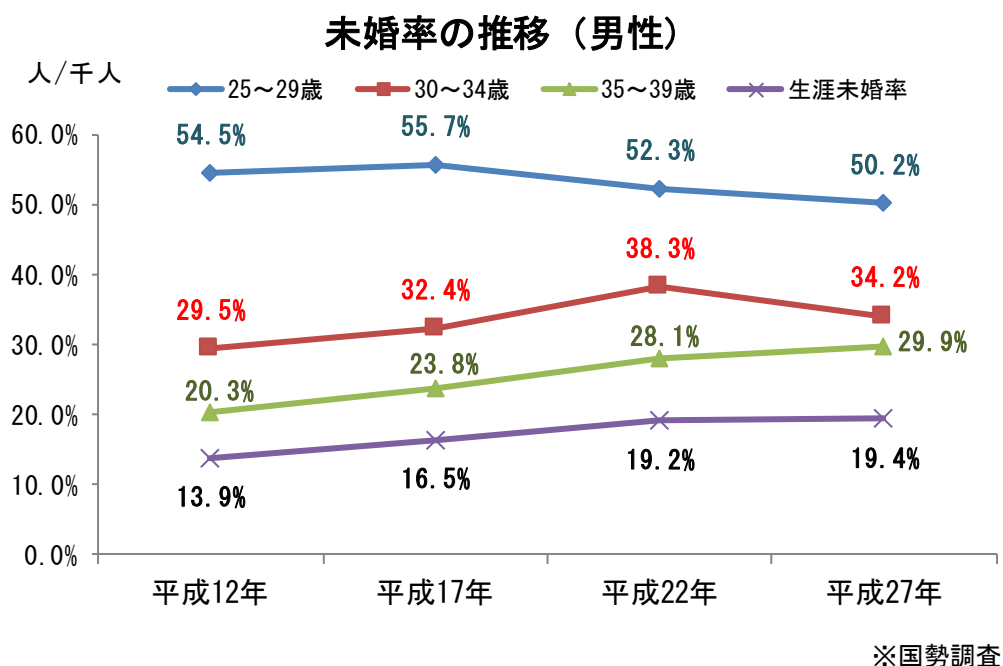
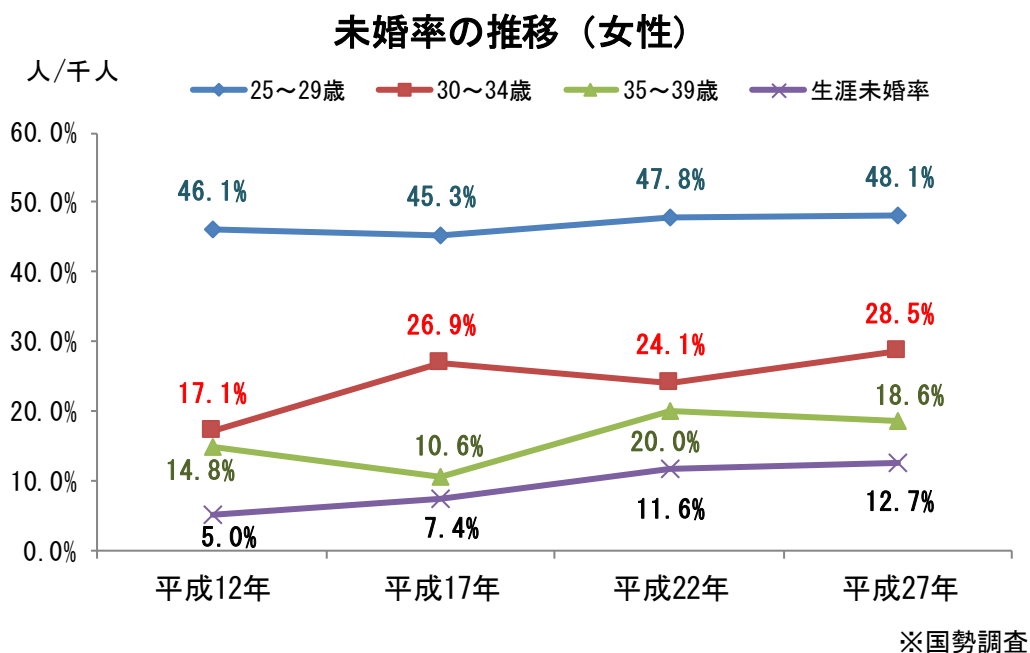
※厚生労働省・長崎県「人口動態統計」



※厚生労働省・長崎県「人口動態統計」

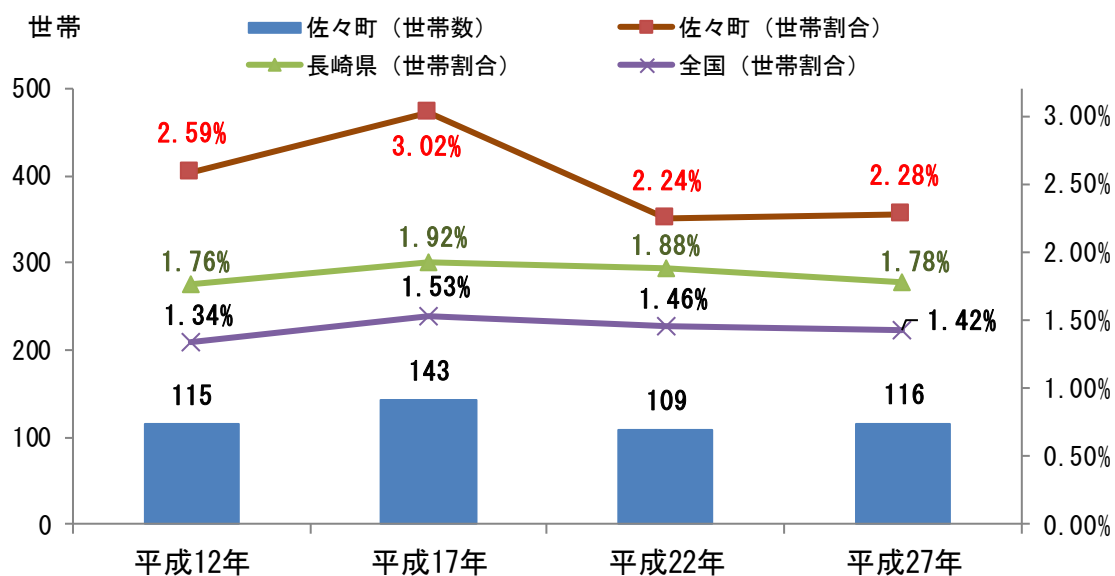
平成12年から平成27年の本町の未婚率の推移をみると、各年齢層で女性より男性の未婚率が高くなっています。しかし、未婚率の増減をみると男性より女性で増加傾向が顕著となっており、特に30～34歳が増加傾向となっています。また、平成27年の生涯未婚率※は男性で19.4%、女性で12.7%となっています。

※ 「生涯未婚率」とは、「45～49歳」と「50～54歳」未婚率の平均値から、「50歳時」の未婚率（結婚したことがない人の割合）を算出したもの。



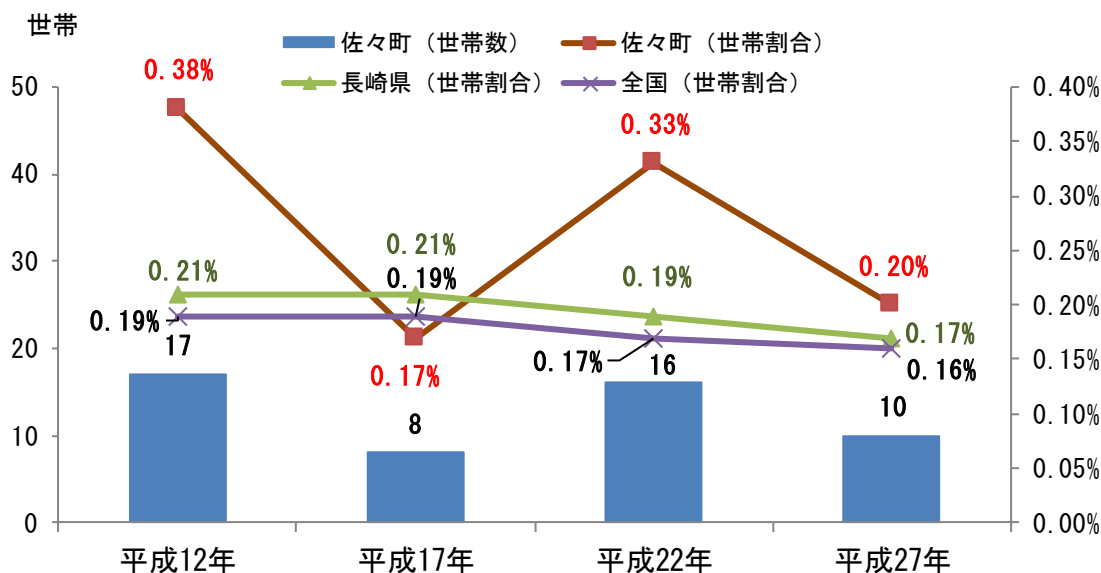
本町のひとり親世帯数は、平成 27 年で母子世帯が 116 世帯、父子世帯が 10 世帯となっています。
一般世帯に占める割合は、母子世帯は全国、長崎県より高い割合で推移し、父子世帯は平成 17 年を除く各年で全国、長崎県より高い割合となっています。

母子世帯数の推移



※国勢調査

父子世帯数の推移



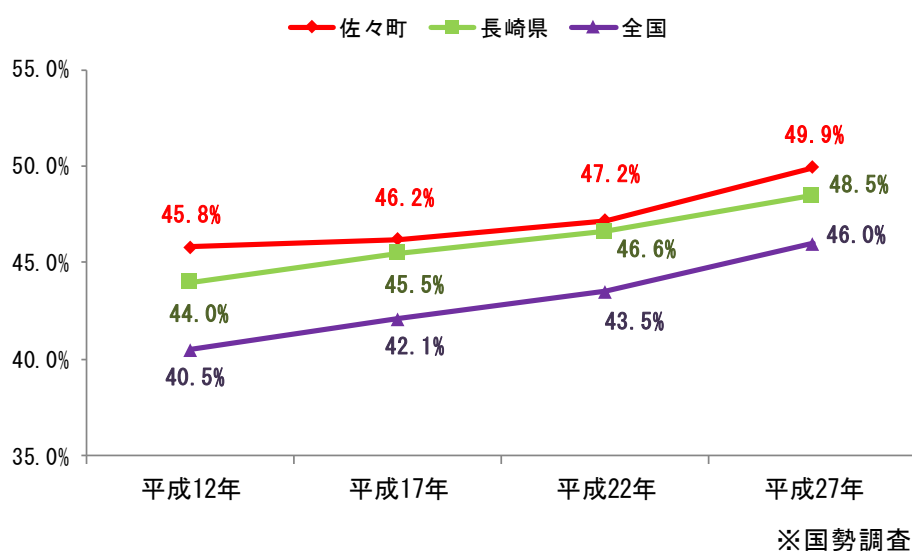
※国勢調査

2. 雇用・就労状況

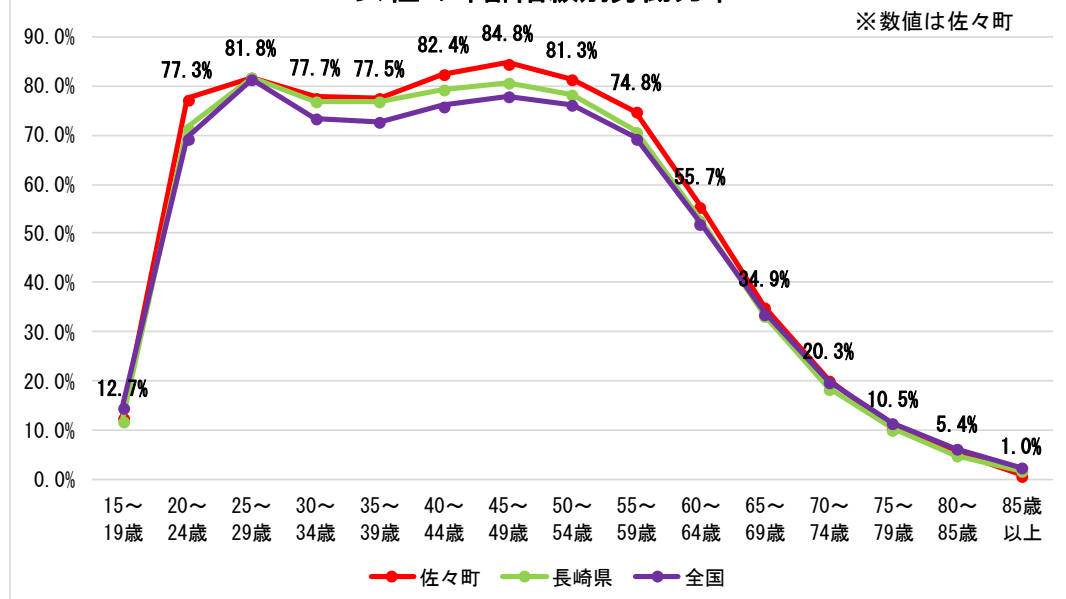
雇用者※に占める女性の割合をみると全国的に増加傾向にあり、本町では平成12年は45.8%でしたが、平成27年には4.1ポイント増加して49.9%となっています。女性の労働力率を年齢別にみると、20歳代後半から30歳代前半にかけて減少し、30歳代後半から40歳代後半まで増加し、それ以降は減少しています。国、県よりも本町は20歳代前半と40歳代前半から60歳代前半において女性の労働力率が高く推移しています。

※ 「雇用者」とは、会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人（ここでは役員を含んでいる）。

女性雇用者割合の推移

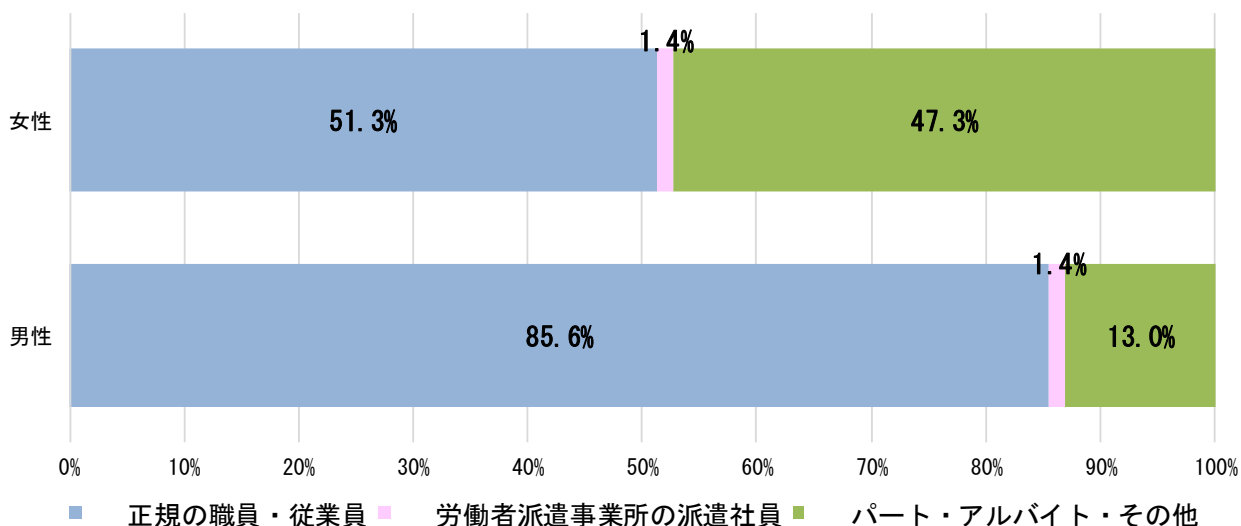


女性の年齢階級別労働力率



本町の雇用者における従業上の地位の状況をみると、女性は男性より正規の職員・従業員の割合が低く、パート・アルバイトなどの非正規の割合が高くなっています。

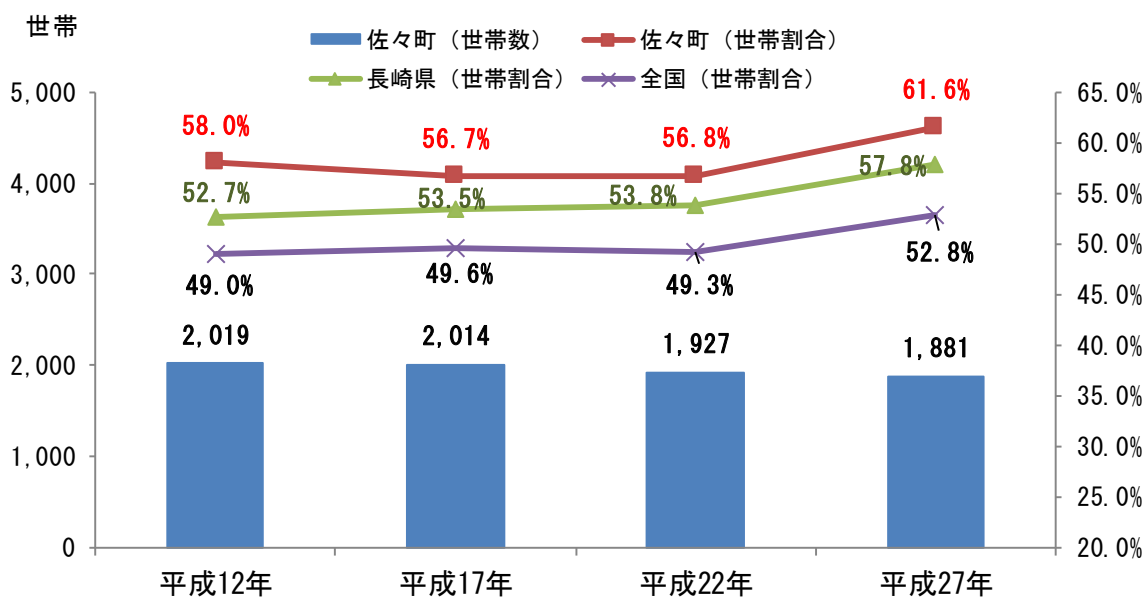
雇用者の従業上の地位の状況



国勢調査（平成27年）

本町の子どもがいる夫婦の共働き世帯割合をみると、長崎県、全国より共働き割合が高くなっています。平成12年から平成22年にかけてはわずかに減少傾向となっていました。平成27年は増加し61.6%となっています。

子どもがいる夫婦の共働き世帯割合の推移



※国勢調査（平成27年）

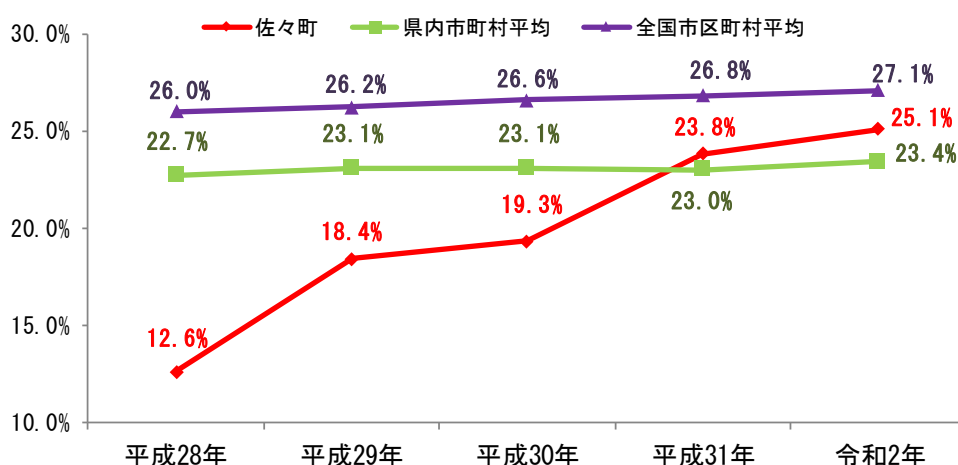
3. 女性の参画の状況

地方自治法に基づく本町の審議会などにおける女性割合をみると、平成 28 年の時点では全国や県内市町村平均より低くなっていましたが、その後、徐々に増加し令和 2 年には 25.1%と全国市区町村平均を下回るものの県内市町村平均を上回っています。

本町の役場職員に占める女性管理職の割合をみると、平成 28 年には全国市区町村平均、県内市町村平均より高くなっていましたが、その後、減少傾向となり平成 31 年には 0%となっていました。令和 2 年には 15.8%となり全国市区町村平均と同じ割合となっています。

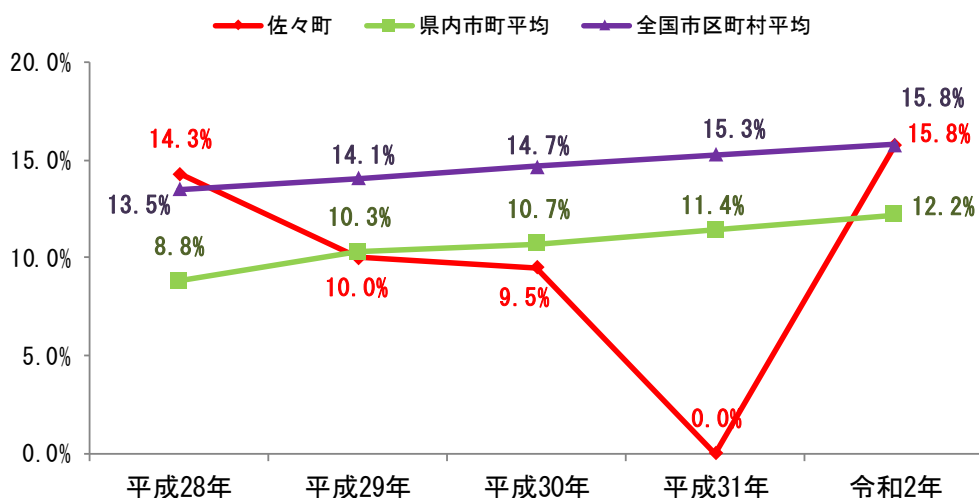
自治会長に占める女性割合をみると、平成 29 年以降すべての年次で全国及び県内市町村平均を上回っていますが、令和 2 年には前年の 9.4%から 6.3%に減少しています。

法律、政令及び条例による審議会など
(地方自治法〈第202条の3〉に基づく)における女性割合の推移



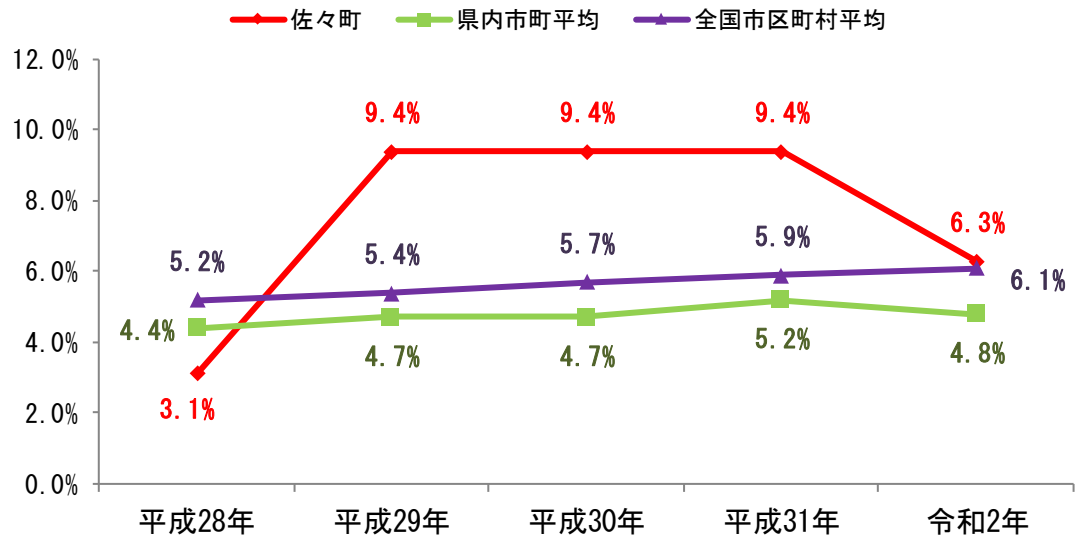
※内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

職員に占める女性管理職割合の推移



※内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

自治会長に占める女性割合の推移



※内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

第3章 基本理念・基本目標・施策の展開

1. 基本理念

男女共同参画社会とは、男女がともに社会の対等なパートナーとして互いの人権を尊重し、協力して家庭・地域・職場をつくりながら、まちづくりに参画する社会といえます。

そして、町民が佐々町に“住んでよかった”、“これからも住み続けたい”と思えるようなまちづくり、さらには町外の人が佐々町に“住んでみたい”と思えるようなまちづくりを行うためには男女共同参画の取組は欠かせないものです。

そのため、本町では、すべての人が自らの意思で多様な生き方を選択でき、自己実現やさまざまな分野での活躍などを通じて、自分らしく生きる喜びを実感することができる男女共同参画社会の実現を目指します。そして、佐々町の町民参加のまちづくりにつなげるため、第7次佐々町総合計画で掲げる町の将来像「暮らしたいちばん！住むならさざ」を本計画の基本理念とし、男女共同参画社会の形成を推進していきます。

暮らしたいちばん！住むなら さざ

～すべての町民が尊重され、個性と能力を発揮できる社会～

2. 施策を展開するにあたっての重要な視点

1. 新型コロナウイルス感染症拡大におけるさまざまな場面での男女共同参画の取組
2. 無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の認識
3. 生理の貧困に対する課題解決として、経済的な支援を行うだけでなく、
生理に対する社会の理解を深める取組
4. 防災・避難所運営における男女共同参画の推進強化
5. 多様な働き方を踏まえたワーク・ライフ・バランスの推進
6. ジェンダー平等を実現するための取組

3. 施策の体系

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

政策目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1) 審議会などの委員への女性の参画促進 (2) 町における管理職などへの女性の登用促進 (3) 各分野における女性の参画拡大
政策目標 2 地域における男女共同参画の推進	(1) 地域社会における男女共同参画の推進 (2) 農林水産業及び商工業など自営業における男女共同参画の推進
政策目標 3 女性のライフステージに応じたキャリア形成の支援	(1) 女性の再就職支援 (2) 女性の起業・創業支援

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、多様な働き方ができる環境づくり

政策目標 4 雇用の場における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和の実現	(1) 経営者・管理職などの意識改革 (2) 多様な働き方を踏まえたワーク・ライフ・バランスの推進 (3) 女性の雇用環境の整備に向けた取組の推進 (4) ハラスメント防止対策の推進
政策目標 5 子育て・介護などの支援体制の充実	(1) 子育て支援の充実 (2) 介護支援策の充実 (3) 男女共同参画に関する相談体制の充実
政策目標 6 教育を通じた男女共同参画の推進	(1) 学校における男女平等教育及びキャリア教育の推進
政策目標 7 意識改革に向けた啓発・普及の推進	(1) わかりやすい広報・啓発活動の推進

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標 8 女性などに対するあらゆる暴力の根絶	(1) 女性に対する暴力を防ぐ環境づくりの推進 (2) 配偶者などからの暴力への対策の推進 (3) 性犯罪・性暴力などへの対策の推進
政策目標 9 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	(1) ひとり親家庭の生活安定と自立促進 (2) 貧困・高齢・障がいなどにより困難を抱えた人への支援
政策目標 10 生涯を通じた健康支援	(1) 生涯を通じた健康支援 (2) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実 (3) 健康をおびやかす問題への対策の推進
政策目標 11 防災・復興における男女共同参画の推進	(1) 防災・復興における男女共同参画の推進

基本目標Ⅳ 推進体制の整備・強化

政策目標 12 推進体制の整備・強化	(1) 町における推進体制の整備 (2) 女性の活躍における推進体制の充実
-----------------------	--

4. 具体的な施策の展開

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

政策目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(1) 審議会などの委員への女性の参画促進

① 町が設置する審議会などの委員への女性の参画推進

町の審議会などの委員への女性の登用について、団体推薦委員における女性の推薦について関係団体へ協力を求めるなどの取組を推進します。

(2) 佐々町役場における管理職などへの女性の登用推進

① 女性の登用推進

若手職員が多様な経験を積めるような人事配置や、意欲と能力のある女性職員の役職への任用など、様々な方策を講じながら、女性職員の管理職などへの積極的な登用を図ります。

② 中堅女性職員の育成、能力開発

幅広い職域への配置や研修の実施などにより、採用後からの計画的なキャリア形成に取り組み、さらなる女性登用にに向けた人材育成・能力開発を図ります。

(3) 女性の職域拡大などによる人材の確保

① 児童生徒の多様な進路選択のための支援

あらゆる分野で女性が活躍できるようにダイバーシティ意識の醸成や、児童生徒及び保護者に対して、児童生徒の発達段階に応じた適切な情報を提供するなど、全ての児童生徒が性別にかかわらず、多様な進路選択が可能となるように支援します。

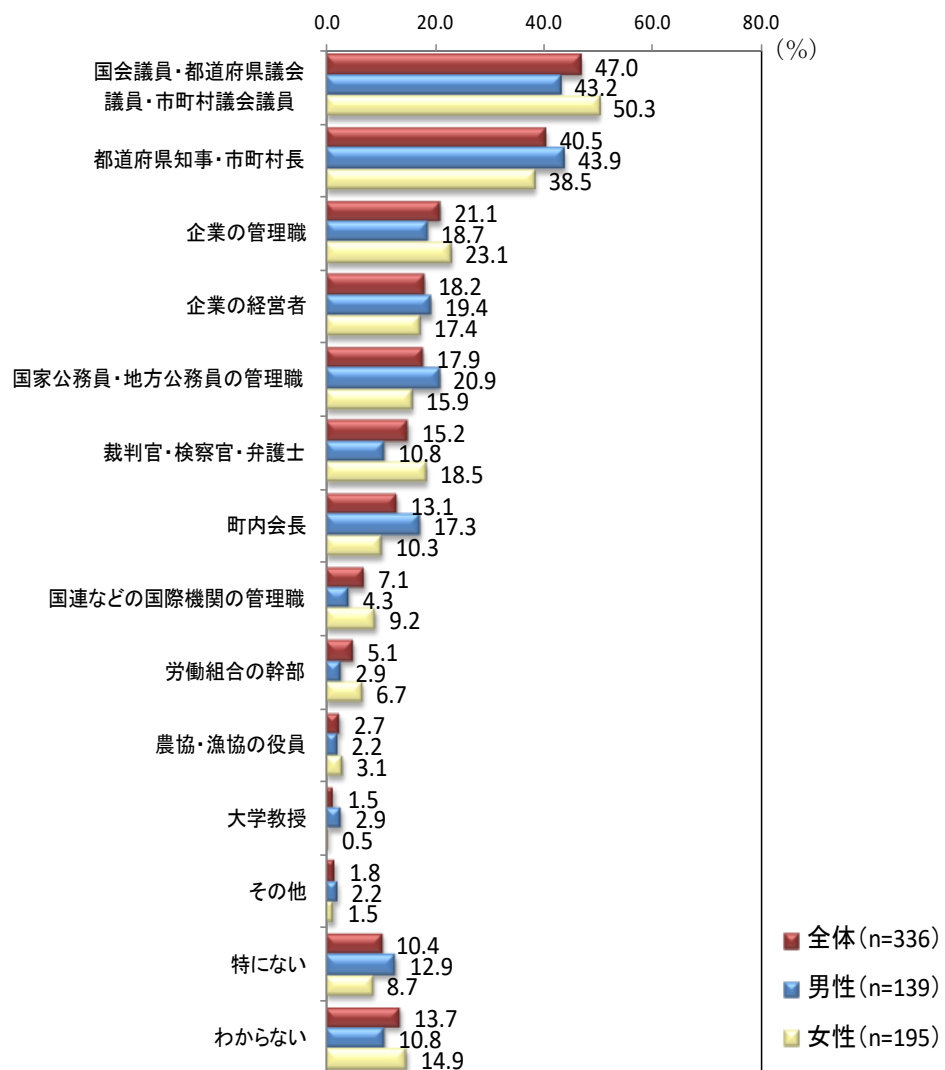
② 医療・看護分野における女性の定着支援

女性の医師や看護師の定着促進・確保に関する県の総合相談窓口などの情報提供に努めます。

<関連する町民意識調査結果>

○ 政策・方針の決定への女性参画が望まれる役職

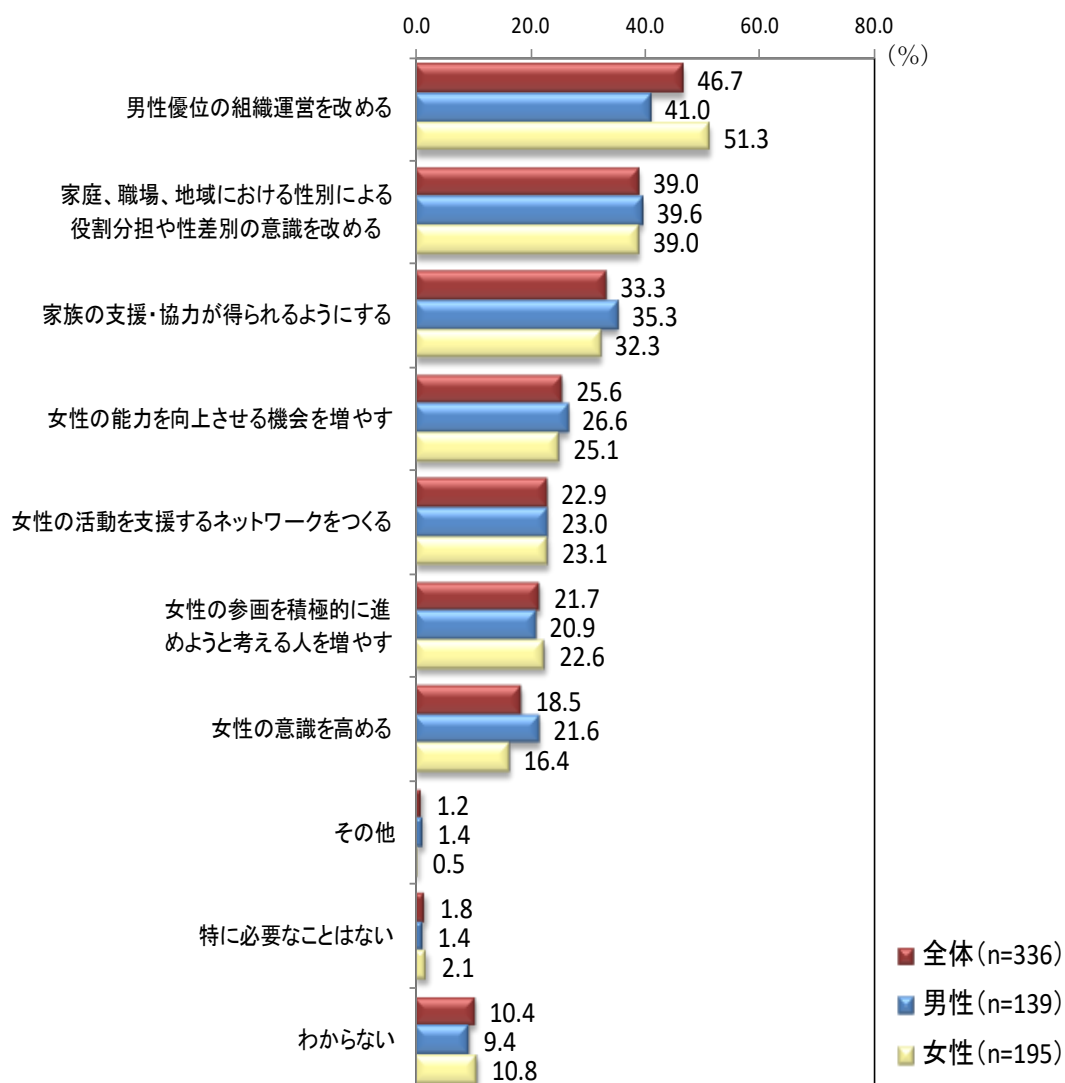
- ・ 政策・方針決定への女性参画が望まれる役職については、「国会議員・都道府県議会議員・市町村議会議員」が47.0%と最も多く、次いで「都道府県知事・市町村長」が40.5%、「企業の管理職」が21.1%となっています。
- ・ 性別にみると、男女ともに「国会議員・都道府県議会議員・市町村議会議員」（男性43.2%、女性50.3%）が最も多くなっています。男性では「都道府県知事・市町村長」「企業の経営者」「国家公務員・地方公務員の管理職」「町内会長」「大学教授」が女性を上回っており、一方、女性では「国会議員・都道府県議会議員・市町村議会議員」「企業の管理職」「裁判官・検察官・弁護士」「国連などの国際機関の管理職」「わからない」で男性の比率より高くなっています。



※表中の全体のn（サンプル数）は性別不詳を含む件数。性別のnは性別不詳を除いた件数

○ 企画や方針を検討するような場へ女性が参画するために必要なこと

- 企画・方針を検討するような場へ女性が参画するために必要なことについては、「男性優位の組織運営を改める」が46.7%と最も多く、次いで「家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識を改める」が39.0%、「家族の支援・協力が得られるようにする」が33.3%となっています。
- 性別にみると、男女いずれも「男性優位の組織運営を改める」（男性41.0%、女性51.3%）、「家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識を改める」（男性39.6%、女性39.0%）、「家族の支援・協力が得られるようにする」（男性35.3%、女性32.3%）が上位3項目となっています。また、「女性の意識を高める」は男性が女性を、「男性優位の組織運営を改める」は女性が男性を大きく上回っています。



※表中の全体のn（サンプル数）は性別不詳を含む件数。性別のnは性別不詳を除いた件数

政策目標 2 地域における男女共同参画の推進

(1) 地域社会における男女共同参画の推進

① 地域社会における意識啓発・情報発信の推進

働いている男女がともに、仕事優先の意識・ライフスタイルを見直し地域社会へ参画することとは、豊かな生活や社会の活性化につながるものであり、その意義についての社会の理解促進を図るとともに、女性が中心的な役割を担う関係団体も含めた多様な主体の積極的な参画を促します。また、誰もが地域活動やボランティア活動へ参加できるように、生涯学習や研修機会などの情報提供に努めます。

② 地域における女性団体との連携

地域において、環境問題をはじめ、食の安全、子育て支援、青少年の健全育成、福祉、消費者問題、防災、平和、観光、文化交流・国際交流など多岐にわたるボランティアに取り組んでいる各種団体と連携し、女性の社会参画を促進します。

③ 実践的な取組の推進

長崎県男女共同参画推進員・アドバイザーなどと連携し、男女共同参画の啓発活動に取り組めます。

(2) 農林水産業及び商工業など自営業における男女共同参画の促進

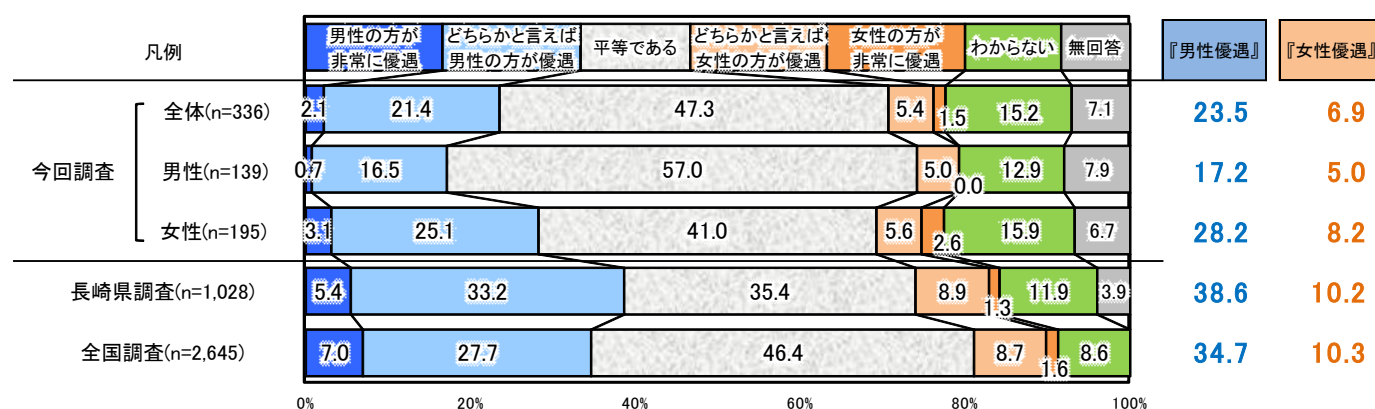
① 農林水産業や商工業などにおける意思決定過程への女性の参画拡大

農林水産業や商工業など自営業の各分野において、女性の能力を適正に評価し、農業委員や関係審議会委員、農協や商工会における意思決定過程の女性の参画拡大について、関係団体との連携のもとに促進します。

＜関連する町民意識調査結果＞

○ 地域活動における男女の地位の平等感

- ・ 地域活動の場が「平等」であるとする人が5割近くで最も高くなっています。『男性優遇』とする人が23.5%で『女性優遇』とする人は6.9%です。県調査と比べて「平等」とする人の割合は高く、全国調査の結果とほぼ同じ割合となっています。
- ・ 性別にみると、「平等」の割合は女性41.0%に対し、男性は57.0%となっており、男性で「平等」と認識している人の割合が高くなっています。



※表中の全体のn（サンプル数）は性別不詳を含む件数。性別のnは性別不詳を除いた件数

政策目標 3 女性のライフステージに応じたキャリア形成の支援

(1) 女性の再就職支援

① 女性のライフステージに応じた就業支援

出産、子育て、介護などの女性のライフステージに応じた就業支援の充実を図るため、県が実施する就業相談、就職・キャリアアップセミナーなどの周知を図ります。

② 再就職希望者に対する支援

再就職を希望する女性に対し、相談対応や県が実施する再就職のためのスキルの習得に対する研修や再就職支援セミナーなどの周知を図ります。

(2) 女性の起業・創業支援

① 起業したいと考える女性への支援

起業・創業したいと考える女性に対し、相談対応や県が実施するセミナーなどの周知、支援を行います。

② 女性起業家などの活動支援

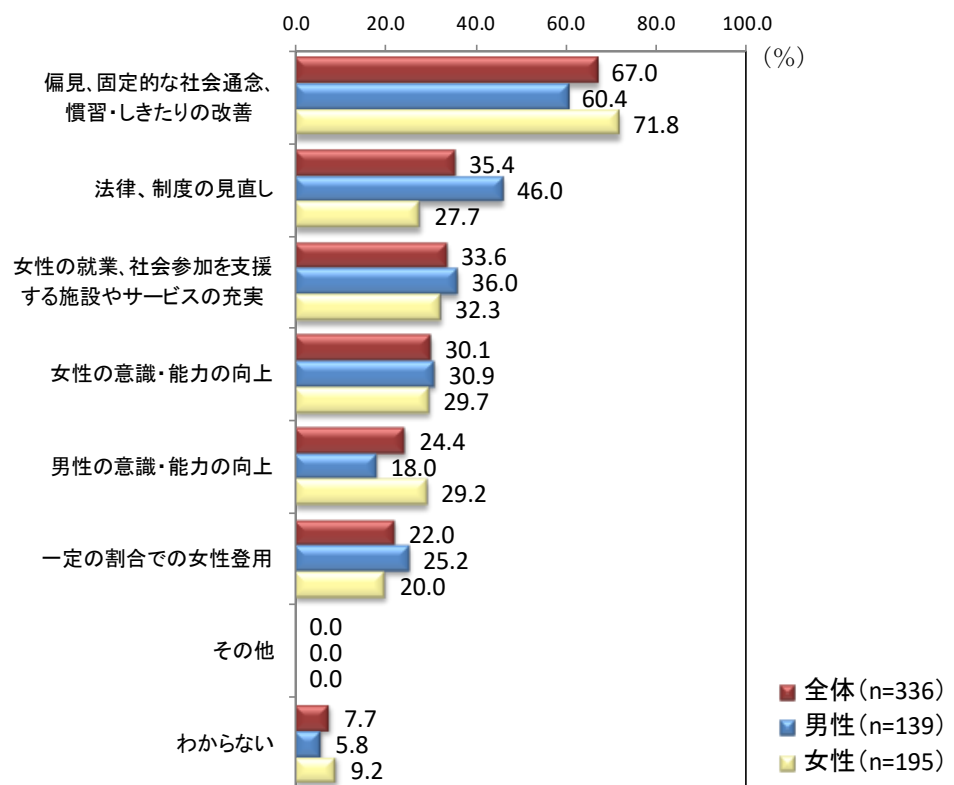
女性起業家などの見える化を図るため、イベント開催などの活動を支援します。

<関連する町民意識調査結果>

○ 男女がともに社会のあらゆる分野にもっと参画していくための課題

- ・ 男女がともに社会のあらゆる分野にもっと参画していくための課題について、「偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりの改善」が67.0%と最も多く、次いで「法律、制度の見直し」が35.4%、「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実」が33.6%となっています。
- ・ 性別にみると、男女ともに「偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりの改善」（男性60.4%、女性71.8%）が最も多くなっています。「偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりの改善」は女性が男性より、「法律や制度の見直し」は男性が女性より高い比率を示しています。

【全体】



※表中の全体のn（サンプル数）は性別不詳を含む件数。性別のnは性別不詳を除いた件数

基本目標Ⅱ 誰もが能力を発揮し、 多様な働き方ができる環境づくり

政策目標 4 雇用の場における男女共同参画の推進と 仕事と生活の調和の実現

(1) 経営者・管理職などの意識改革

① 町内におけるイクボスの普及促進

イクボスに関する町民の認知度向上と理解促進に取り組み、多様な人材を活かす組織マネジメントを実践する経営者・管理職の拡大を図ります。

(2) 多様な働き方を踏まえたワーク・ライフ・バランスの推進

① 仕事と家庭の両立のための環境づくり

県が実施する「ながさき結婚・子育て応援キャンペーン」などの周知を図り、結婚や子育てを応援する気運醸成に取り組みます。

② 仕事と家庭の両立に取り組む事業所の支援

仕事と家庭の両立に取り組む事業所などに対して、「えるぼし認定」「くるみん認定」「Nぴか」などをはじめとした各種認証制度の周知を図ります。

③ 働き方の見直しの推進

ワーク・ライフ・バランスが図られるよう、個々人の生活に配慮した労働時間の改善や、短時間勤務制度・フレックスタイム制度・テレワークなどの多様な働き方などについて普及啓発を促進します。

④ 佐々町役場における仕事と家庭の両立支援の推進

役場の職場においても、職員の働き方改革の意識啓発や研修を実施し、業務効率化などにより時間外勤務の縮減に取り組むとともに、育児や介護に関する理解促進に努め、「仕事と家庭の両立ができる職場」を目指します。

(3) 女性の雇用環境の整備に向けた取組の推進

① 男女雇用機会均等法と女性活躍推進法の普及促進

雇用における男女の均等な機会と待遇を確保するため、男女雇用機会均等法の一層の定着が図られるように、関係法令・制度の周知啓発を推進します。

② 労働相談の実施

労働の場における差別の解消や就業条件の整備に向け、相談機関の周知を図ります。

(4) ハラスメント防止対策の推進

① 各種ハラスメント防止対策の推進

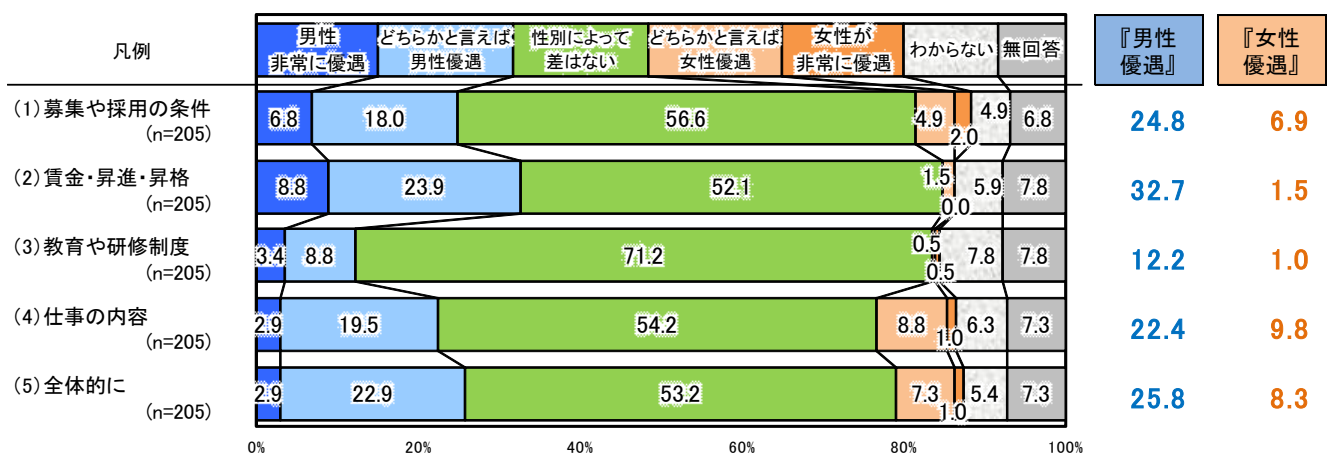
セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、パワーハラスメント防止のための雇用管理上必要な措置が盛り込まれた男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法及び同法に基づく指針、相談窓口などの周知を図ります。

＜関連する町民意識調査結果＞

○ 勤務先での性別による仕事や待遇面での差

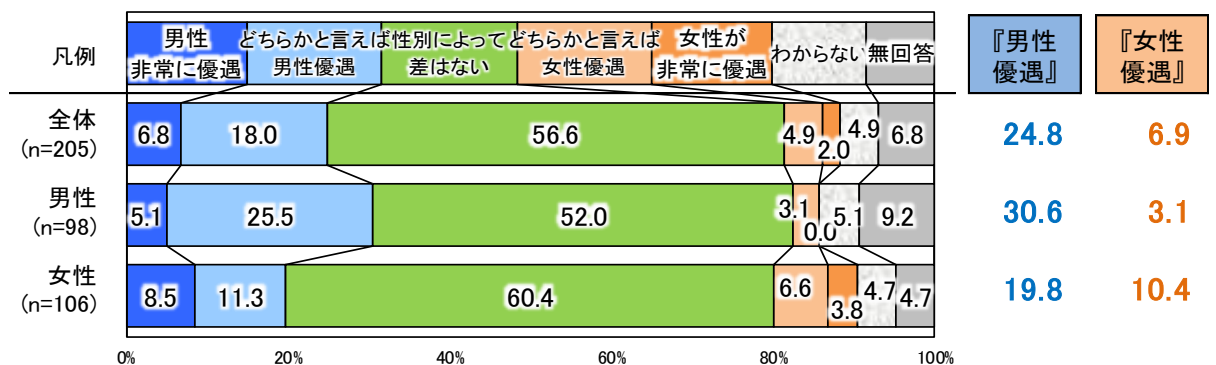
- ・働いている人に対する勤務先での性別による仕事や待遇面での差について、全ての項目で「性別によって差はない」との回答が最も多く、特に「教育や研修制度」ではその比率が最も高く 71.2% となっています。
- ・性別にみると、全ての項目で女性の方が「性別によって差はない」と答えた割合が高くなっています。
- ・一方で、男女ともに全ての項目で「男性の方が非常に優遇」「どちらかと言えば男性の方が優遇」を合わせた割合が「女性の方が非常に優遇」「どちらかと言えば女性の方が優遇」を合わせた割合より高くなっています。

【全体】



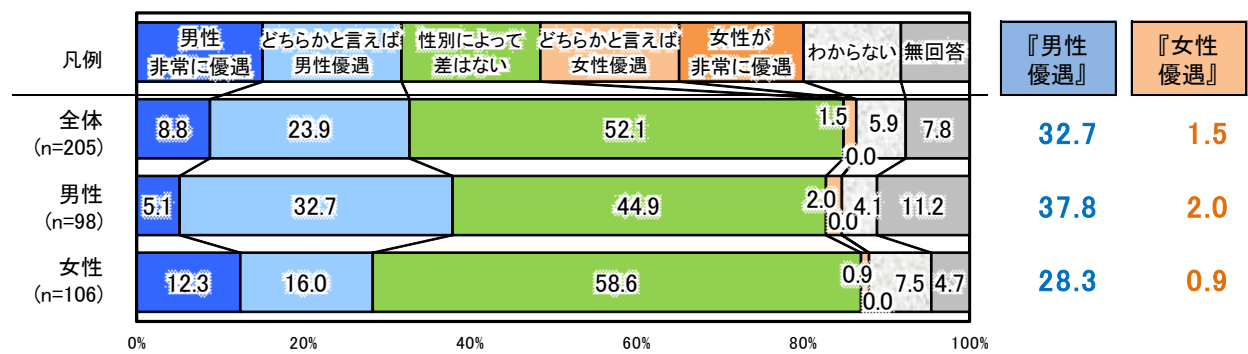
【性別】

(1) 募集や採用の条件



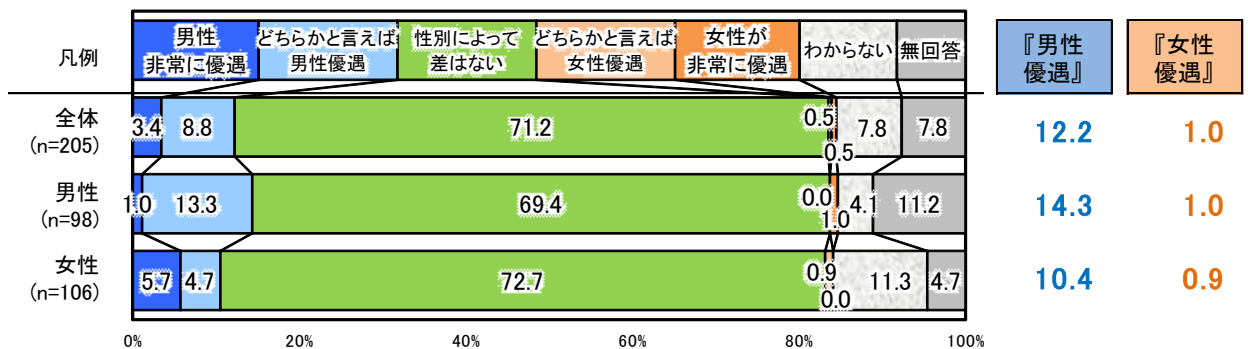
※表中の全体の n（サンプル数）は性別不詳を含む件数。性別の n は性別不詳を除いた件数

(2) 賃金・昇進・昇格



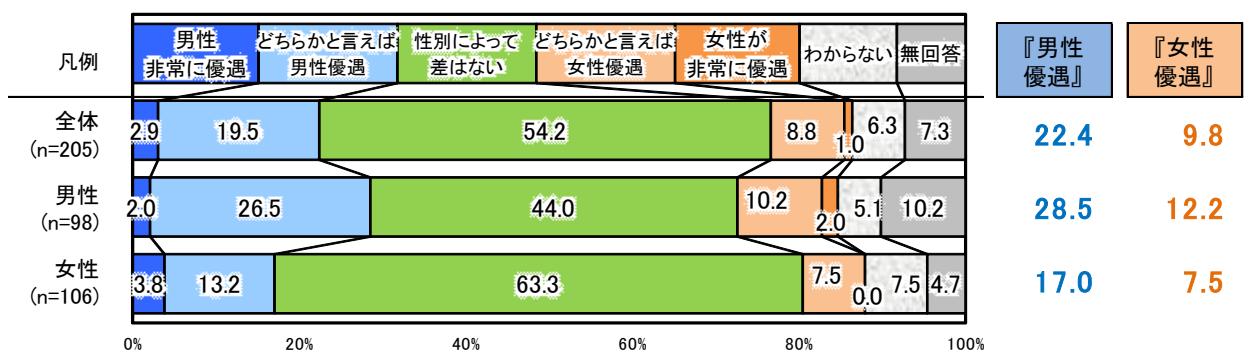
※表中の全体の n（サンプル数）は性別不詳を含む件数。性別の n は性別不詳を除いた件数

(3) 教育や研修制度



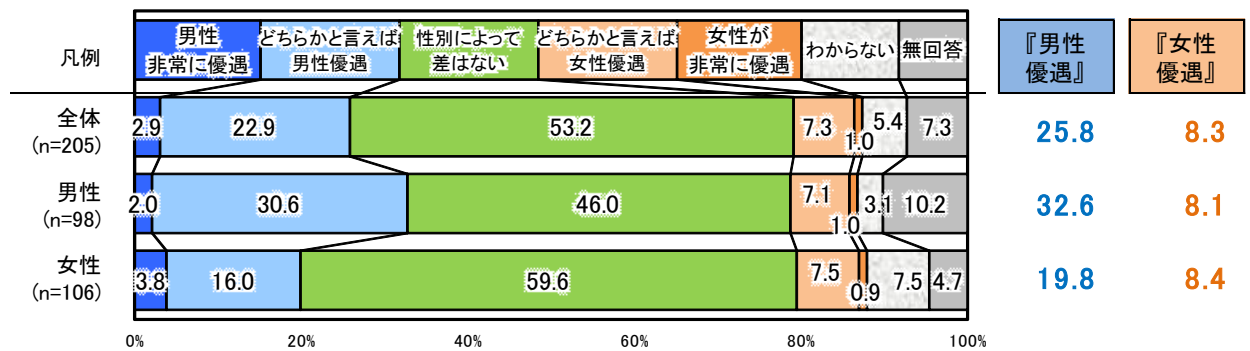
※表中の全体の n（サンプル数）は性別不詳を含む件数。性別の n は性別不詳を除いた件数

(4) 仕事の内容



※表中の全体の n（サンプル数）は性別不詳を含む件数。性別の n は性別不詳を除いた件数

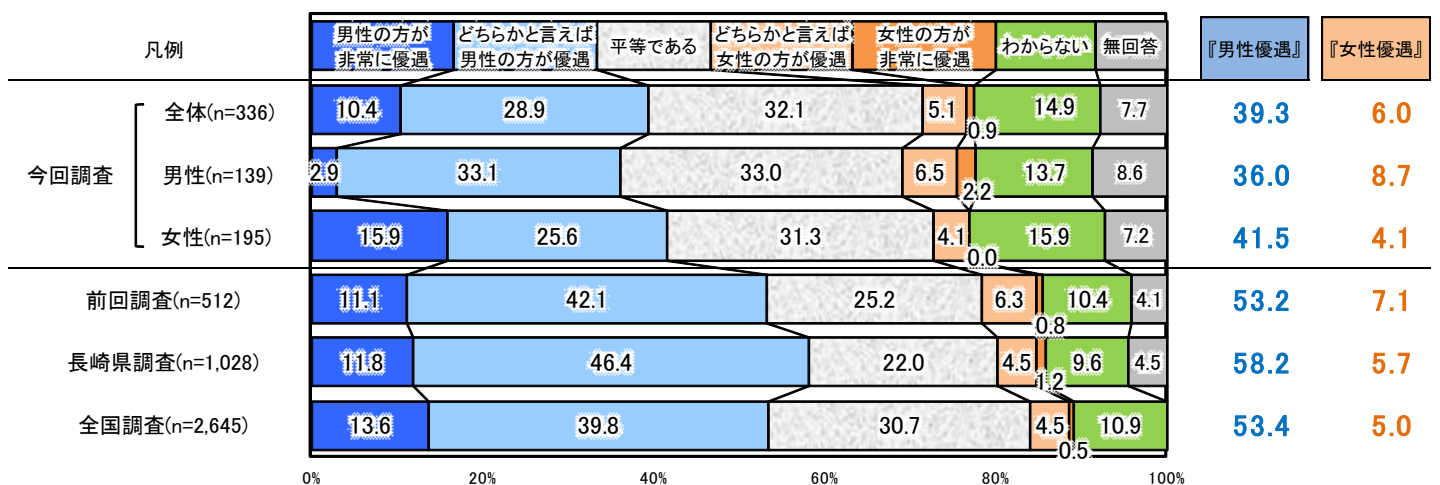
(5) 全体



※表中の全体の n（サンプル数）は性別不詳を含む件数。性別の n は性別不詳を除いた件数

○ 職場における男女の地位の平等感

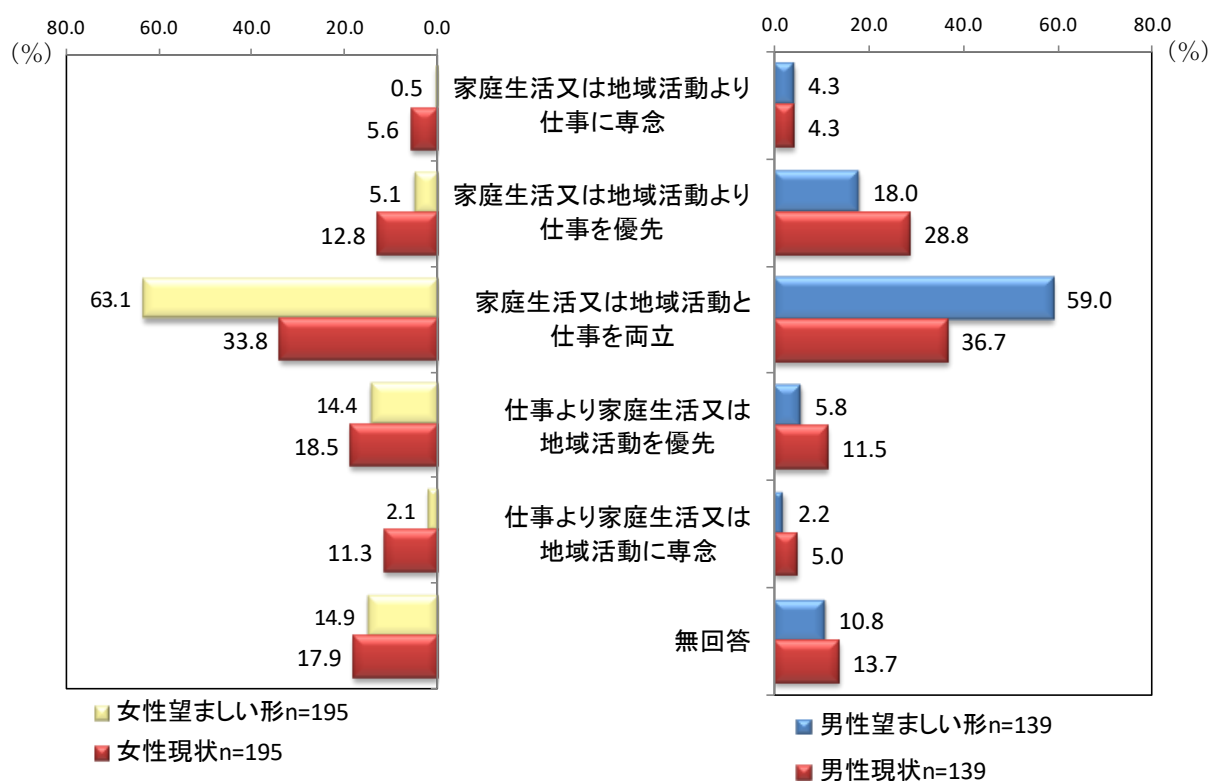
- ・ 職場が「平等」であるとする人の割合は 32.1% で最も高くなっていますが、『男性優遇（「男性の方が非常に優遇」＋「どちらかといえば男性の方が優遇」）』とする人が 39.3% を占めています。前回調査と比べて「平等」とする人の割合は 6.9 ポイント増加し、全国調査や県調査の結果を上回っています。
- ・ 性別にみると、「平等」の割合は女性 31.3% に対し、男性は 33.0% とほぼ同じ割合となっていますが、女性では「男性の方が非常に優遇」と認識している人の割合が高くなっています。



※表中の全体の n（サンプル数）は性別不詳を含む件数。性別の n は性別不詳を除いた件数

○「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）の望ましい形と現在の状況

- ・「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）の現在の状況について、男性では「家庭生活又は地域活動と仕事を両立」が36.7%と最も多く、次いで「家庭生活又は地域活動より仕事を優先」が28.8%となっています。女性では「両立」33.8%が最も多く、次いで「仕事より家庭生活又は地域活動を優先」18.5%となっています。
- ・男女にとって望ましい形と現在の状況を比べると、男女ともに「家庭生活又は地域活動と仕事を両立」を望ましい形とする比率は6割前後を占めているのに対し、現在の状況では約3割台にとどまっています。また、「家庭生活又は地域活動より仕事を優先」は男女ともに現在の状況の比率が望ましい形と考える比率を大きく上回っています。



政策目標 5 子育て・介護などの支援体制の充実

(1) 子育て支援策の充実

① 仕事と子育ての両立のための保育サービスの充実

共働きなどの家庭の支援のため、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育事業などの保育サービス、放課後児童クラブの充実を促進します。

② すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの充実

子育て家庭の交流、育児に関する相談対応・情報提供などを行う地域子育て支援拠点における子育て支援サービスの充実を図ります。

(2) 介護支援策の充実

① 介護支援体制の強化

地域支援事業において、家族介護教室などにより介護者の心の悩みを相談できる体制づくりをし、介護者の負担軽減を図るため必要な地域資源や介護サービスの提供体制を強化します。

② 介護人材の確保

地域包括ケアシステムを支える介護・福祉人材の育成・確保を目指し、介護・福祉職が職業として選択される職種となるように、介護・福祉職の魅力を伝えイメージアップを図ります。

(3) 男女共同参画に関する相談体制の充実

① 相談体制の充実

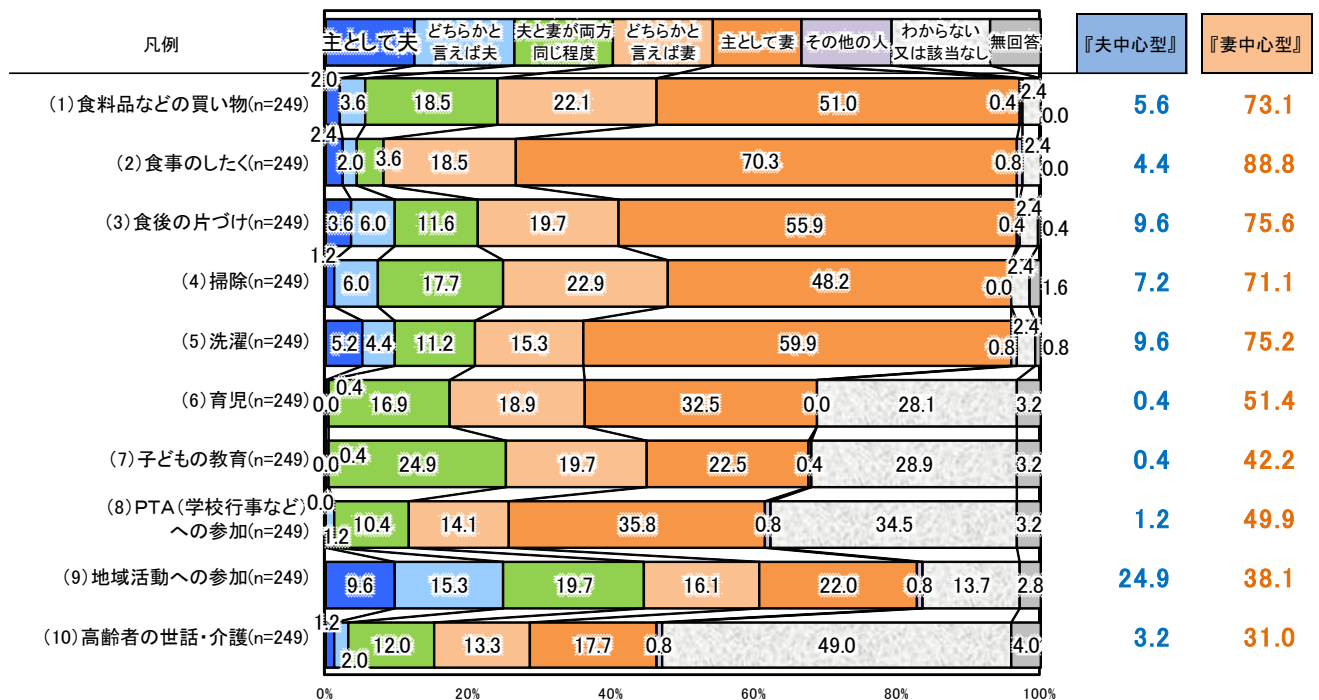
国や県が行う夫婦、家庭などに関する様々な悩みへの一般相談窓口や男性の悩みなどに関する男性相談窓口について、周知を図ります。

＜関連する町民意識調査結果＞

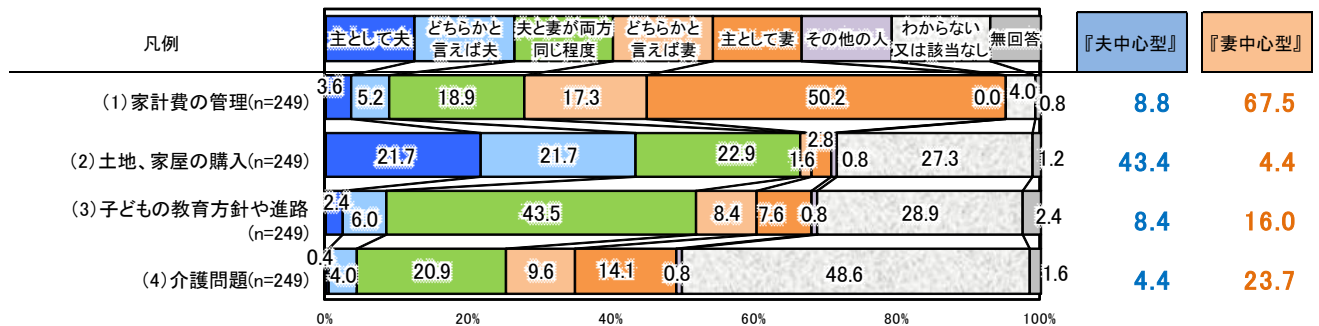
○ 家庭内での役割分担

- ・ 家庭内での役割分担について、すべての項目で妻が担っている結果となっており、女性の負担が多くなっています。
- ・ 結婚している人（未婚だがパートナーと暮らしている人を含む）に対して、家庭内の最終的な意思決定について質問したところ、最も多い回答は「家計費の管理」については「主として妻」が50.2%、「土地、家屋の購入」では「夫と妻が両方同じ程度」が22.9%、「子どもの教育方針や進路」では「夫と妻が両方同じ程度」が43.5%、「介護問題」では「分からない又は該当なし」が48.6%となっています。

【全体】家事などの分担

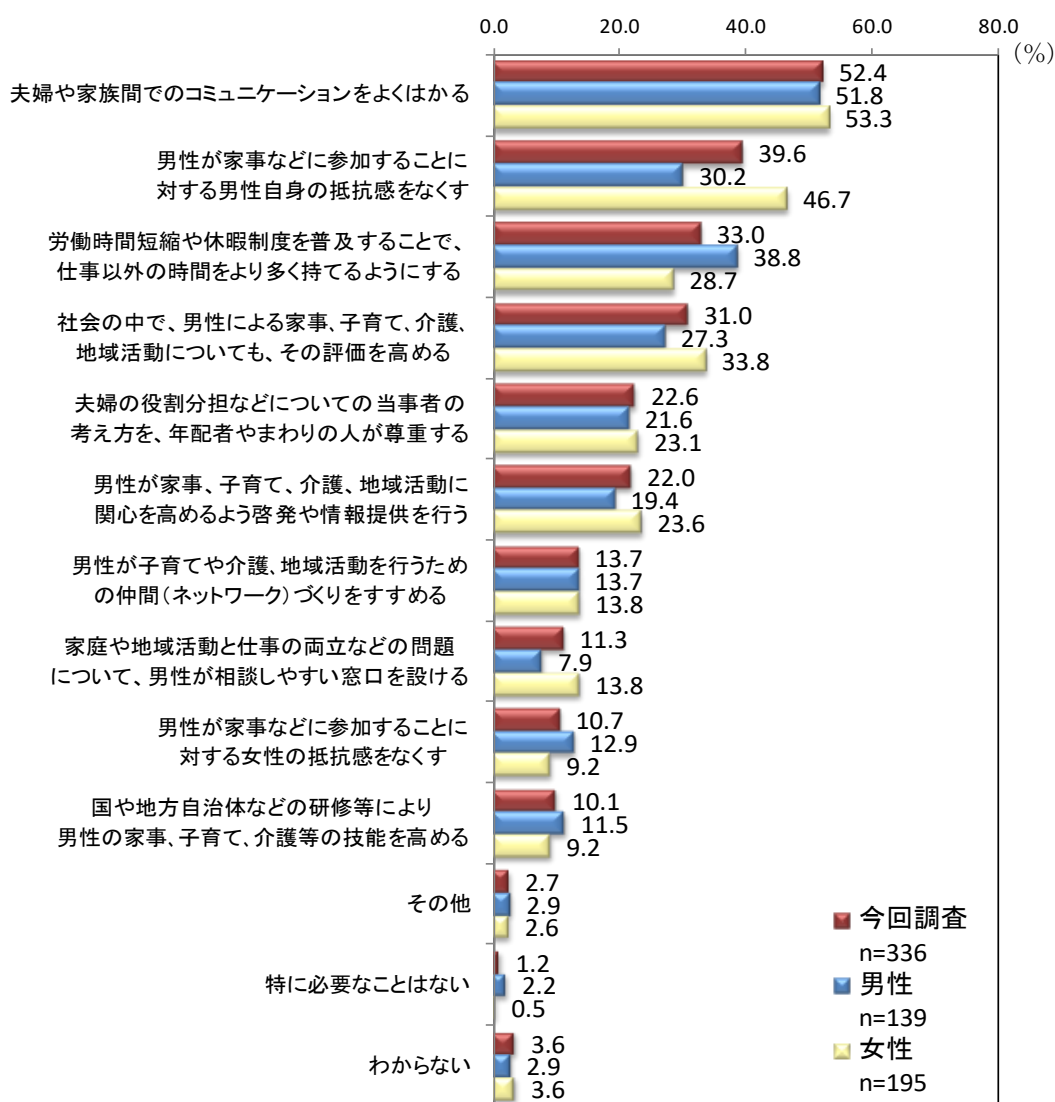


【全体】最終決定者



○ 男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なこと

- ・ 男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加するために必要なことについては、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる」が最も多く 52.4%。次いで「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」が 39.6%、「労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにする」が 33.0%となっています。
- ・ 性別にみると、男性では「労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにする」の比率（男性 38.8%、女性 28.7%）が女性と比べて高く、男性は家事や子育てへの参加に対して、仕事が占める時間の長さを弊害に感じていることがわかります。



※表中の全体のn（サンプル数）は性別不詳を含む件数。性別のnは性別不詳を除いた件数

政策目標 6 教育を通じた男女共同参画の推進

(1) 学校における男女平等教育及びキャリア教育の推進

① 学校における男女平等教育の推進

学校において、児童生徒の発達段階に応じ、教材などに適切な配慮をして、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどに視点をおいた教育を行います。

② 教職員の研修の充実

教職員対象の研修会などの充実に努め、男女共同参画に関する理解の徹底を図ります。

③ 家庭科教育の充実

家庭科教育においては、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて、男女が互いに協力し家庭を築くことの重要性について認識させるなど、学習指導の充実に努めます。

④ 生涯を見通したキャリア教育の推進

進学や就職に関する情報を幅広く提供し、児童生徒一人ひとりが望ましい勤労観・職業観を身に付けるとともに、児童生徒が性別にとらわれず自らの生き方を考え主体的に進路を選択する能力と態度の育成を図ります。

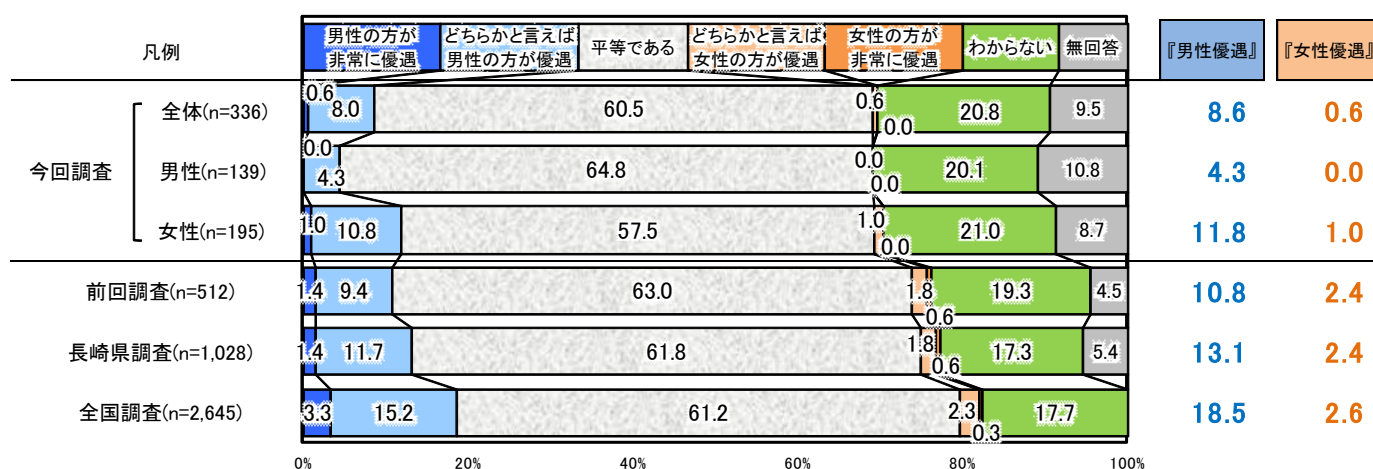
⑤ 児童生徒の多様な進路選択のための支援

理工系分野をはじめ、あらゆる分野で女性が活躍できるように、ダイバーシティ意識の醸成や、児童生徒及び保護者に対して、児童生徒の発達段階に応じた適切な情報を提供するなど、全ての児童生徒が性別にかかわらず、多様な進路選択が可能となるよう支援していきます。

＜関連する町民意識調査結果＞

○ 学校教育の場における男女の地位の平等感

- ・ 学校教育の場が「平等」であると考えている人が6割を超えて高くなっています。前回調査と比べて大きな変化は認められません。県調査や全国調査と比べても「平等」の割合に大きな差は認められません。
- ・ 性別にみると、「平等」の割合は女性 57.5%に対し、男性は 64.8%となっており、男性で「平等」と認識している人の割合がやや高くなっています。



※表中の全体のn（サンプル数）は性別不詳を含む件数。性別のnは性別不詳を除いた件数

政策目標 7 意識改革に向けた啓発・普及の推進

(1) わかりやすい広報・啓発活動の推進

① 多様な媒体・機会や各種団体などとの連携を活用した啓発活動の充実強化

男女共同参画に関する理解が深まるように広報紙やホームページなどを有効に活用して、わかりやすい広報・啓発活動を展開します。また、「男女共同参画週間」や「女性に対する暴力をなくす運動」など多様な機会を活用し、効果的な普及啓発を図ります。

② 学習機会の充実、研修の実施

講座や研修会などを開催し、町民一人ひとりの男女の人権を尊重する意識の啓発を図ります。

③ 情報の収集及び提供

男女共同参画に関する情報の収集に努め、積極的に提供します。

④ 長崎県男女共同参画推進員などによる啓発活動の促進

長崎県男女共同参画推進センターを核とした長崎県男女共同参画推進員などによる地域に密着した活動を促進し、地域における男女共同参画の普及啓発を図ります。

⑤ 佐々町役場における研修及び広報・啓発活動の推進

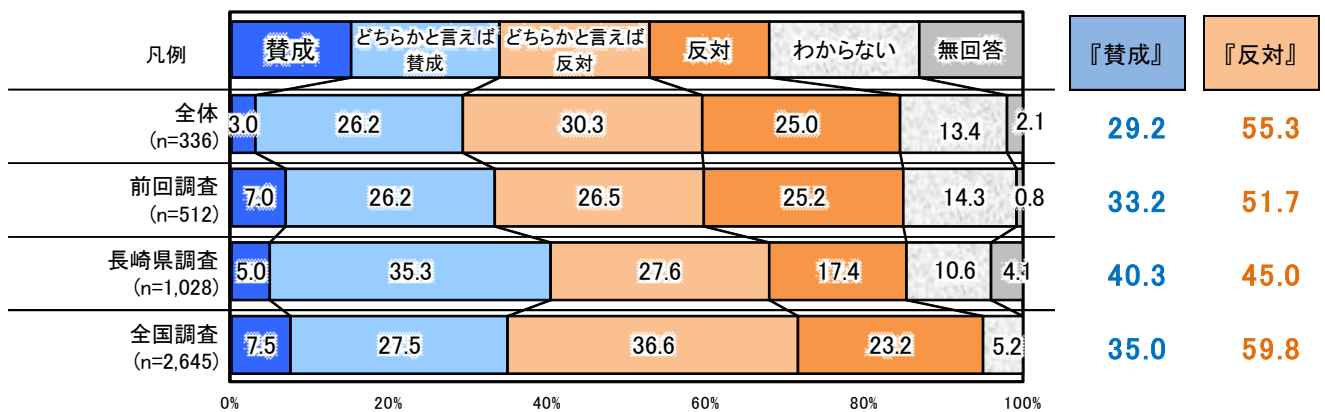
職員を対象にした研修会などを充実させ、男女共同参画に関する理解の徹底を図ります。また、行政が作成する広報紙・刊行物については、男女共同参画の視点に配慮します。

＜関連する町民意識調査結果＞

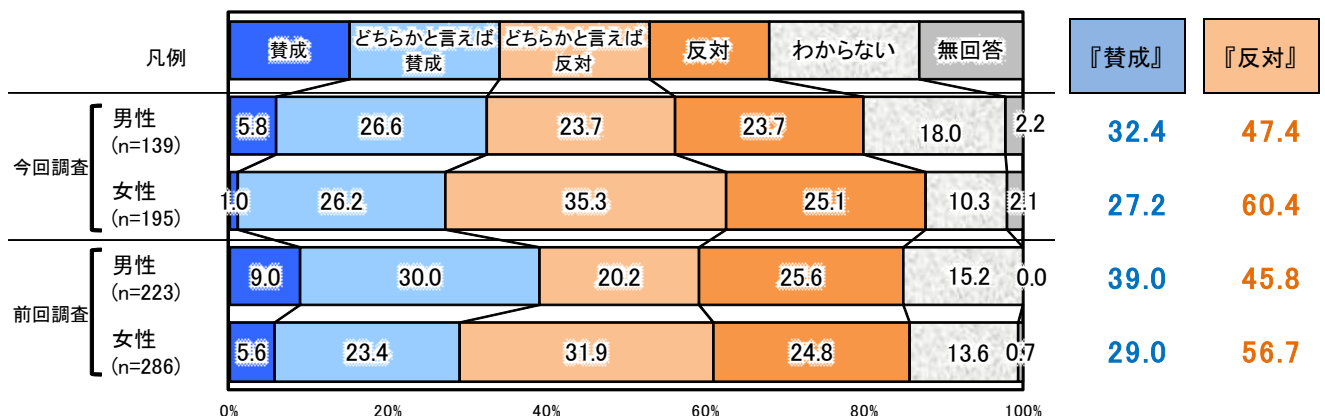
○ 性別役割分担意識（「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」）に対する考え方

- ・ 前回調査と比べ「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担の考え方に対して『反対』の割合が3.6ポイント増加しています。県調査と比べると『反対』の割合は高くなっていますが、全国調査と比べると『反対』の割合はやや低く、今後も男女共同参画に関する認識や理解をさらに深めるための取組が必要です。
- ・ 性別にみると、『反対』の割合は女性 60.4%に対し、男性は 47.4%となっています。性年代別にみると、性別に関わらず「70 歳以上」を除く全ての年代で『反対』の割合が 50%を上回っています。

【全体】

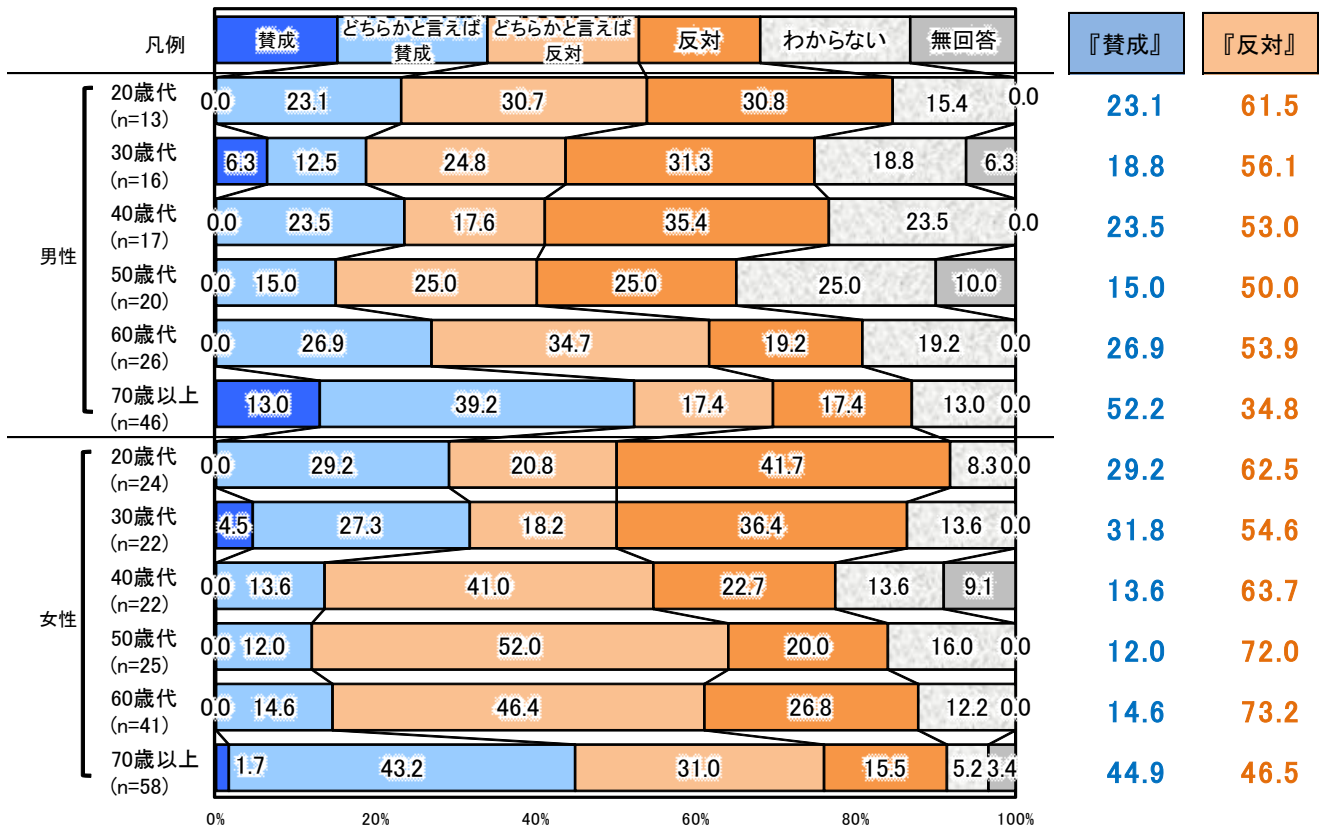


【性別】



※表中の全体の n（サンプル数）は性別不詳を含む件数。性別の n は性別不詳を除いた件数

【性年代別】



※表中の全体のn（サンプル数）は性別不詳を含む件数。性別のnは性別不詳を除いた件数

基本目標Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

政策目標 8 女性などに対するあらゆる暴力の根絶

(1) 女性に対する暴力を防ぐ環境づくりの推進

① 相談窓口の周知

DV や性被害などの女性に対する暴力に関する県内における相談窓口及び国の「DV 相談ナビ」などの活用について、広報紙や相談窓口カードの配布により広く町民に周知を図ります。

② 意識啓発の推進

性犯罪、売買春、配偶者などからのあらゆる暴力に対する予防と根絶に向けて、広く意識啓発を推進します。

③ 新型コロナウイルス感染症の影響下における心のケア

新型コロナウイルス感染症の影響下においては、女性に家事や育児などの家庭責任が偏ったり、DV や性暴力などの被害が潜在化する傾向があり、これらは中長期的に心のケアなどに取り組む必要があることから、適切な相談窓口の情報発信や支援などに継続して取り組みます。

(2) 配偶者などからの暴力への対策の推進

① 相談・保護から自立までの切れ目のない支援の充実

DV などの被害にあった場合の相談窓口について周知を図り、必要な情報提供や援助が幅広く行えるように努めます。

② 配偶者などからの暴力の防止のための教育・啓発の実施

女性に対する暴力をなくす運動期間など、多様な機会を捉えた教育・啓発を実施します。

③ 関係機関の連携強化

関係機関と緊密に連携し、DV 発生の予防と DV 被害者への切れ目のない支援を行います。

(3) 性犯罪・性暴力などへの対策の推進

① 性暴力被害者支援体制の充実

性暴力被害者の支援窓口である性暴力被害者支援「サポートながさき」の広報・周知を図ります。

② 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

インターネットや SNS に関する被害などから子どもたちを守るため、これらの危険性を伝え、正しい使い方を啓発することにより、これらのツールに起因した犯罪の予防・拡大防止に努めます。

③ 子どもへの適切な性教育の実施

思春期の子どもたちが、性と生殖に関して正確な知識を持つとともに、健康であることの重要性を認識し、自ら健康管理を行うことができるように、学校・家庭・地域・専門機関が連携し、発達段階に応じた適切な性教育を実施します。

学校における性教育については、学習指導要領に基づき、科学的知識や生命の大切さ、人間尊重や男女平等に基づく正しい異性観などについて、発達段階に応じ適切に実施します。また、妊娠・出産に関する医学的・科学的に正しい知識（妊娠適齢期など）を理解させ、命の尊さや家庭生活・家族の大切さなど、自分の将来を考えさせる教育の普及に取り組みます。

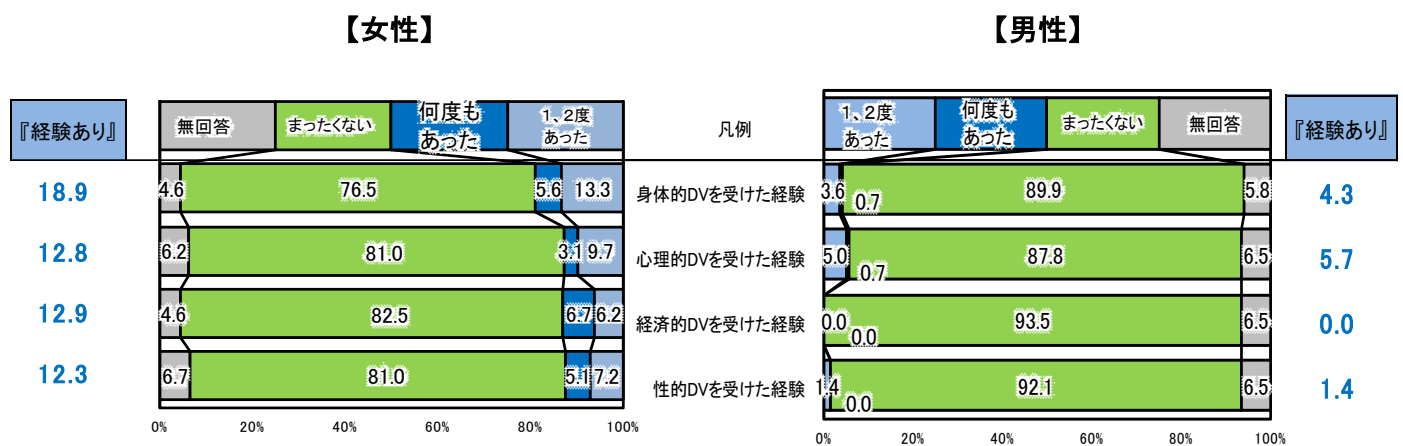
④ 子どもの情報モラル教育の推進

子どもたちが、情報社会において自他の人権を尊重し、自らの行動に責任を持つとともに、情報を正しく安全に利用することのできる能力や態度を養うため、情報モラル教育を推進します。

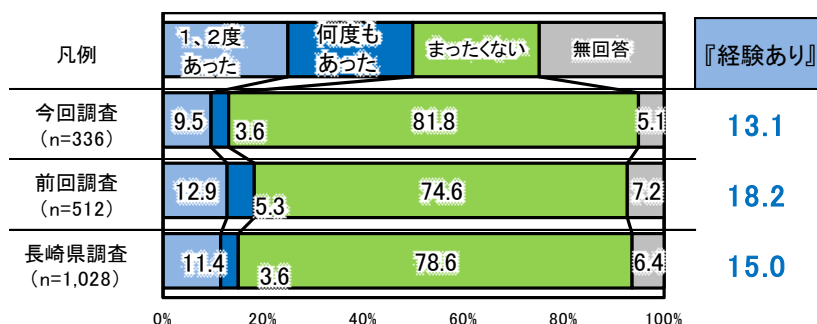
<関連する町民意識調査結果>

○ DV 被害に関する経験など

- ・ DV 被害に関する経験などについて、なぐったりけったりするなど身体的な DV の被害にあった女性は全体の 18.9%で、そのうち「何度もあった」とする回答は 5.6%となっています。また、暴言や精神的な嫌がらせを受ける心理的な DV の被害にあった女性は 12.8%で、そのうち「何度もあった」とする回答は 3.1%、生活費を渡さない、家計に厳しく口を出すなどの経済的な DV については女性の 12.9%が被害にあっています。また、性的な DV の被害についての回答は女性の 12.3%となっています。全ての DV 被害について女性の 1 割以上が経験しており、身体的 DV にいたっては、2 割近くが被害を経験するという深刻な現状を示しています。
- ・ 前回調査や県調査と比べて、今回調査は身体的な DV を受けた経験は低くなっています。

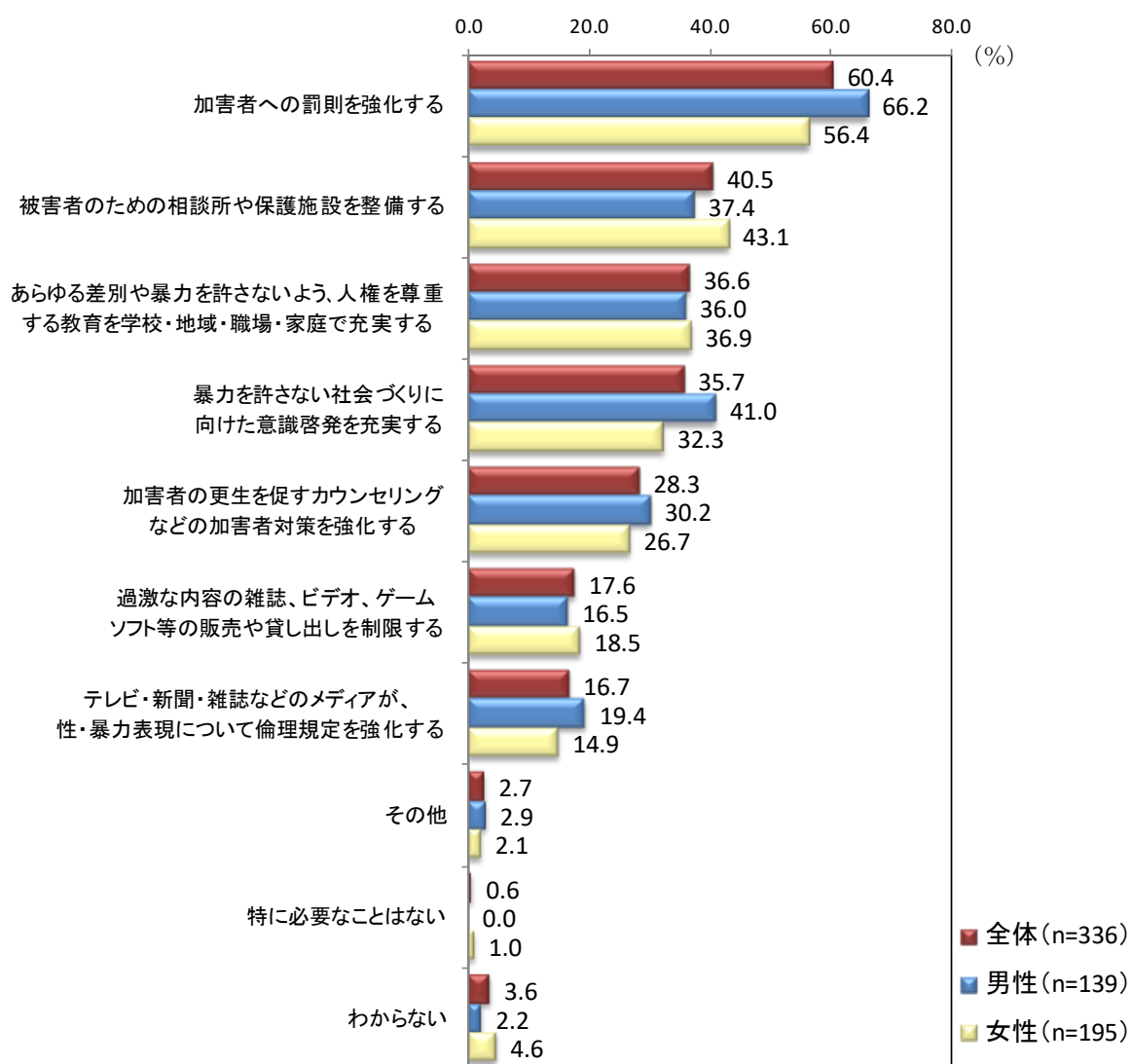


【身体的 DV を受けた経験】



○ セクシュアルハラスメントやDVを防止するために必要なこと

- ・ セクシュアルハラスメントや配偶者からの暴力などを防止するために必要なことについて、「加害者への罰則を強化する」が最も多く 60.4%を占めています。次いで「被害者のための相談所や保護施設を整備する」が 40.5%、「あらゆる差別や暴力を許さないよう、人権を尊重する教育を学校・地域・職場・家庭で充実する」が 36.6%となっています。
- ・ 性別にみると、女性は「被害者のための相談所や保護施設を整備する」が男性よりもやや高い比率を示しており、男性は「加害者への罰則を強化する」「暴力を許さない社会づくりに向けた意識啓発を充実する」が女性を上回っています。



※表中の全体の n（サンプル数）は性別不詳を含む件数。性別の n は性別不詳を除いた件数

政策目標 9 生活上の困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

(1) ひとり親家庭の生活安定と自立促進

① 公営住宅への優先入居

ひとり親世帯やDV被害者の公営住宅への優先入居などを推進します。

(2) 貧困・高齢・障がいなどにより困難を抱えた人への支援

① 貧困を抱えた人への支援

生活困窮者は心身の不調、家族の問題など多様な問題を抱えている場合が多く、また問題解決のためには時間を要することから、個々の生活困窮者の事情、状況などに合わせ、包括的・継続的に支えていく支援体制を整備します。

子どもの貧困については、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、貧困状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るなど貧困対策を総合的に推進します。

② 高齢者の自立支援

高齢者が元気で生きがいを持って、地域で経済的・社会的に自立した生活を安心して送れるように、必要な支援・サービスなどの提供に努めます。

③ 障がいのある人への支援

障がいのある人もない人も、誰もがあらゆる社会活動に参加することのできる「共生社会」の実現に向け、障がいのある人に対する差別を禁止するとともに、障がいや障がいのある人に対する理解促進及び障がいのある人の利用可能な制度の案内など、きめ細やかな支援を行います。

④ 町民の人権意識の醸成

高齢者、障がいのある人、性的少数者、外国人など困難を抱える人に対する人権尊重意識の啓発活動を推進します。

⑤ 生理の貧困における意識啓発

経済的な理由で生理用品を購入できない「生理の貧困」に対する社会の理解を深めるための意識啓発を行います。

政策目標 10 生涯を通じた健康支援

(1) 生涯を通じた健康支援

① 健康長寿対策の推進

町民の健康寿命の延伸に向けて、健康づくりに取り組みやすい環境の整備や、働き盛り世代の健康づくりを促進するための事業所における健康経営の推進に取り組みます。

② 女性の健康保持のための相談・指導の充実

思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など生涯にわたって女性特有の健康をめぐる問題について、身体的問題のみならず心の悩みも含め、女性が安心して相談できる体制の充実に努めます。

③ がんによる死亡者数の減少

規則正しい生活習慣の維持（1次予防）や、がん検診受診による早期発見・早期治療（2次予防）などの施策を充実させます。

(2) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実

① 妊娠・出産に係る女性への支援

妊娠・出産、子育てに関わる悩みの相談や乳幼児期における親と子のふれあいの大切さなど子育てに関する指導・助言、妊産婦や乳幼児の健康診査や健康指導などを充実します。

(3) 健康をおびやかす問題への対策の推進

① HIV／エイズ、性感染症対策の推進

性感染症は特に女性にとって母子感染や不妊症の原因となる恐れがあるなど、健康に甚大な影響を及ぼすものであることから、感染予防のための啓発普及を学校・地域において関係機関と密接な連携のもと実施します。

② 喫煙、飲酒対策の推進

喫煙や飲酒が健康に与える影響について情報提供を行います。特に妊娠・出産・子育て時期の母子へ及ぼす特有の影響については、十分な情報提供に努めます。

<関連する統計結果>

○ 性別にみた死因別死亡数

- ・ 男女とも第1位は「悪性新生物」ですが、それ以外の順位や全死因に占める割合は異なります。男性では肺炎が第2位となっていますが、性別に関わらず脳血管疾患、心疾患が上位となっています。寿命が長い女性では老衰が4位となっていますが、男性では不慮の事故と自殺が5位となっており、性別によって傾向に違いがでています。

平成25年～平成29年人口動態保健所・市区町村別統計(厚生労働省)

※第3表 死亡数、主要死因・性・都道府県・保健所・市区町村別(平成25年～平成29年)

	佐々町の順位	死因	佐々町		長崎県		全国	
			死亡数(人)	割合(%)	死亡数(人)	割合(%)	死亡数(人)	割合(%)
男性	第1位	悪性新生物<腫瘍>	124	36.2%	13,708	32.7%	1,094,420	32.7%
	第2位	肺炎	35	10.2%	4,259	10.2%	315,230	9.4%
	第3位	脳血管疾患	30	8.7%	3,143	7.5%	270,830	8.1%
	第4位	心疾患(高血圧性を除く)	34	9.9%	5,440	13.0%	465,058	13.9%
	第5位	不慮の事故	12	3.5%	1,565	3.7%	112,587	3.4%
	第5位	自殺	12	3.5%	915	2.2%	79,708	2.4%
	死亡者総数(5位以下含む)		343	100.0%	41,914	100.0%	3,346,234	100.0%
女性	佐々町の順位	死因	佐々町		長崎県		全国	
			死亡数(人)	割合(%)	死亡数(人)	割合(%)	死亡数(人)	割合(%)
	第1位	悪性新生物<腫瘍>	95	27.3%	10,426	23.8%	754,504	24.1%
	第2位	心疾患(高血圧性を除く)	48	13.8%	7,679	17.5%	526,950	16.8%
	第3位	脳血管疾患	34	9.8%	3,748	8.5%	292,509	9.4%
	第4位	老衰	32	9.2%	3,652	8.3%	319,221	10.2%
	第5位	肺炎	19	5.5%	4,198	9.6%	264,189	8.4%
	死亡者総数(5位以下含む)		348	100.0%	43,843	100.0%	3,128,118	100.0%

政策目標 11 防災・復興における男女共同参画の推進

(1) 防災・復興における男女共同参画の推進

① 男女共同参画の視点に立った防災対策の展開

男女のニーズの違いなど、男女共同参画の視点に十分配慮した防災計画の策定や防災施策の推進を図るため、防災会議への女性のさらなる委員登用促進など、国のガイドラインに基づいた取組を実施します。

② 避難場所などにおける配慮

避難場所や災害ボランティア活動などの場において、睡眠スペース、更衣スペースや仮設トイレなどについて、女性及び配慮の必要な方に対し、安全性、利便性及びプライバシーの確保を図ります。

③ 防災現場への女性の進出促進

男女共同参画の視点に立った施策を展開していくためには、防災現場への女性の進出が求められており、消防本部における女性職員の増加や女性の消防団への加入を促進します。

④ 被災時・震災後における心のケア

非常時においては、家事や育児などの家庭責任が女性に偏ったり、DV や性暴力などの被害が潜在化する傾向があり、これらは中長期的に心のケアなどが必要なことから、適切な相談窓口の情報発信に継続して取り組みます。

⑤ 地域における普及啓発の推進

男女共同参画の視点での防災・復興対策は平時から意識することが重要であるため、その意義や必要性について情報発信を行います。

<関連する町民意識調査結果>

○ 感染拡大防止や避難所の運営などの観点から行政に求める男女共同参画の取組 (自由回答による意見・提案)

- ・ 避難所に関する主な意見や提案としては、男女別の避難所の設置、避難所での密を避けるための区割りやパネルの設置、女性やLGBTQに配慮したトイレ・睡眠・食環境の整備、避難所での性被害の防止などが挙げられています。
- ・ 避難所以外の災害やコロナ禍などに備えた行政の支援策としては、コロナ禍であっても安心して出産できる環境づくり、パートナーが万一感染した際の家事や買い物などの支援サービス、健診時の面談でのコロナ予防の指導、女性のコロナ感染に備えた男性の調理講習の実施などが提案されています。

【避難所に関する主な意見や提案】

男性、女性の避難所などを分ける。女性優先などを行う。	男性	30 歳代
災害時に、避難所での生活が長引いた際、女性が性被害に遭っている事実が全国的にある。カウンセラーや警察官の常駐もしかるべきだと思う。コロナ感染防止に関しても、男性の欲求不満からの性犯罪へとつながらないように、失業率を下げる取組、援助が必要。中年男性の行政依存をやめ、男女とも、若い人の意見を取り入れるための心づもりが必要だと感じる。	女性	40 歳代
食、睡眠、トイレ（女性専用や多目的トイレの充実）、LGBTQの人への配慮	女性	60 歳代
災害時の避難所での密を避けるため区割りを考えてほしい。パネルなど区切りがほしい。避難したくてもそこが気になる。	女性	60 歳代

【災害やコロナ禍などに備えた行政の支援策に関する主な意見や提案】

都会で問題になっている妊婦さんがコロナ禍であっても安心して入院から出産できる環境づくり、里帰りなどの支援をする。	女性	20 歳代
男女問わず感染し、外出ができなくなった際に、家事や買い物などが受けられるサービスが必要だと思う。自治体から当たり前にそういうサービスを提供してもらえるとありがたい。	女性	40 歳代
町民の健康に関しては、健康相談センターの保健師の活動である。検診時の面談のとき、コロナ予防についての話も追加してみてもいい。対面での話は記憶に残ると思う。もし、女性がコロナに感染したら、男性が家事をすることになるが、男性の調理の講習なども要望する。	男性	70 歳代

基本目標Ⅳ 推進体制の整備・強化

政策目標 12 推進体制の整備・強化

(1) 町における推進体制の充実

① 佐々町男女共同参画推進懇話会の運営

各種団体の代表などで構成する「佐々町男女共同参画推進懇話会」を設置し、男女共同参画社会形成促進を図るための施策について広く意見を聴取するとともに、男女共同参画の企画・推進を図ります。

② 計画の着実な実施と進捗管理

本計画を着実に実施するとともに、実効性を高めるため、毎年度具体的な施策の実施状況を取りまとめて、その進捗状況を把握し、成果などの検討と評価を行います。

1. 用語の解説

あ 行

■ イクボス

職場でともに働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のこと。

■ HIV／エイズ

HIV とは、ヒト免疫不全ウイルスのこと。また、エイズとは、HIV に感染することで引き起こされる病気。

■ SNS (social networking service)

友人・知人などの社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービス。

■ Nぴか認定

長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度（愛称：ながさきキラキラ企業）の略称。年齢・性別に関係なく、誰もが働きやすい環境づくりに積極的に取り組む県内企業を、県が優良企業として認証する制度。

■ えるぼし認定

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出した企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況などが優良であるなどの一定の要件を満たす企業が申請を行うことによって、厚生労働大臣が認定する制度。

■ キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。

■ キャリア形成

動機、価値観、能力を自ら問いながら、職業などを通して自己実現を図っていくプロセス。特に女性は、出産・子育てなどにより職業的キャリア形成を途中で中断せざるを得ない状況になることが多いため、職業に限らず生活のあらゆる領域・段階での経験を通じて能力を獲得し、生涯にわたり自分の生き方や働き方を主体的に選択していくためのキャリア形成支援が必要とされている。

■ 共生社会

全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（障害者基本法第1条）。

■ くるみん認定

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定・届出した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業が申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣が認定する制度。

■ 健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

■ 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいう。「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などは固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例である。

■ ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。ジェンダーはそれ自体に良い、悪いの価値を含むものではない。

■ 女性に対する暴力をなくす運動

毎年 11 月 12 日から 25 日まで。女性に対する暴力撤廃国際日である 11 月 25 日にちなみ、女性に対する暴力の問題に関する取組の一層の強化と、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実などを図るために定められた。

■ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

老若男女誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

■ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

「女性に対する採用、昇進などの機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担などを反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること」「職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること」「女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと」を基本原則とし、女性の職業生活における活躍を推進するための法律。

■ 性的少数者（LGBTQ）

からだの性とこころの性が一致しない人や同性愛者、両性愛者など。

■ セクシュアルハラスメント

職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けること、又は性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること。

■ ダイバーシティ

多様な人材を生かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、新たな価値を生み出し、価値創造につなげること。

■ 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第2条）。

■ 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めている。

■ 男女共同参画週間

毎年6月23日から29日まで。男女共同参画社会基本法の公布日である6月23日にちなみ、同法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるために定められた。

■ 地域包括ケアシステム

高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組み。

■ DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

■ DV相談ナビ

配偶者からの暴力に悩んでいることを、どこに相談すればよいかわからないという方のためのDV相談ナビサービス。全国共通の電話番号（#8008）から相談機関を案内する。発信地などの情報から最寄りの相談機関の窓口に電話が自動転送され、直接ご相談することができる。

■ テレワーク

ICT（情報通信技術）を活用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方。

な 行

■ ながさき結婚・子育て応援キャンペーン

企業・団体などによる「ながさき結婚・子育て応援宣言」を軸としたキャンペーン。「ながさき結婚・子育て応援宣言」とは、企業・団体などにおいて、個人の考え方や価値観を尊重しながら、結婚を希望する従業員の後押しや、安心して妊娠・出産・子育てができる職場環境づくりなどに取り組む内容を宣言していただく制度。

■ 長崎県男女共同参画推進員・アドバイザー

県が、地域における男女共同参画社会づくりを推進するため、普及啓発活動などを行う推進員を委嘱している。また、推進員の任期を終えた後も引き続き推進員と協力して活動を行う者をアドバイザーとして登録している。

■ 長崎県男女共同参画推進センター

長崎県の男女共同参画社会の実現に向け、広報啓発、研修、相談対応、情報提供などを行っている。愛称は「きりりあ」。

は 行

■ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援などの体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。

■ ハラスメント

人を困らせること。いやがらせ。

■ パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

■ フレックスタイム制度

1 か月以内の一定期間における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度。

ま 行

■ マタニティハラスメント

働く女性が妊娠・出産をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産、育児休業などを理由として、解雇、不利益な異動、減給降格などの不利益な取扱いを被ること。

ら 行

■ ライフスタイル

生活様式のことだが、衣食住だけでなく、交際や娯楽なども含む暮らしぶり、さらには、生活に対する考え方や習慣なども含まれ、文化とほぼ同じ意味を持っている。

■ ライフステージ

年齢や人生の節目（出生・入学・就職・結婚・出産など）に伴って変化する生活段階のこと。

2. 佐々町男女共同参画推進懇話会設置要綱

(平成 20 年 8 月 20 日要綱第 10 号)

(設置)

第 1 条 本町の男女共同参画社会形成促進を図るための施策について広く意見を聴取し、男女共同参画の企画・推進に資するため、佐々町男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇話会は、次の事項について協議する。

- (1) 男女共同参画の調査研究に関すること。
- (2) 男女共同参画の企画・推進に資する提言に関すること。
- (3) 男女共同参画社会の形成促進に関すること。
- (4) その他男女共同参画社会推進に関すること。

(組織)

第 3 条 懇話会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 各種団体等の代表
- (2) 知識経験を有する者
- (3) その他町長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 懇話会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、懇話会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 懇話会の会議は、必要に応じ、会長が招集し、会長がその議長となる。

(庶務)

第 6 条 懇話会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

3. 佐々町男女共同参画推進会議設置要綱

(平成 27 年 3 月 31 日要綱第 8 号)

(目的)

第 1 条 男女共同参画社会の確立を目指し、男女共同参画推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、佐々町男女共同参画推進会議（以下「推進会議という。」）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女共同参画計画の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に関する総合的な施策の策定および推進に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、会長、副会長、委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 副会長は、副町長をもって充てる。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 教育長
 - (2) 町長がその部内の職員のうちから指名する者

(会長等の職務)

第 4 条 会長は、推進会議を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐するとともに、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職を代理する。
- 3 推進会議は、必要に応じ、会長が招集する。
- 4 会長は、必要と認めるときは、推進会議に構成員以外の者を出席させることができる。

(幹事会等)

第 5 条 推進会議の所掌事項に関する事案の検討、調整又は調査研究を行うため、推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、総務課係長の職にある者を、副幹事長は総務課に所属する者を、幹事は別表第 1 に掲げる課等に所属する者をもって充てる。

(庶務)

第 6 条 推進会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

・別表第 1 (第 5 条関係)

総務課
企画財政課
住民福祉課
産業経済課
教育委員会
健康相談センター

第 3 次佐々町男女共同参画計画

発 行：長崎県 佐々町

発行年月日：令和 4 年 3 月

〒857-0392 長崎県北松浦郡佐々町本田原免 168-2

電話：(0956) 62-2101

F A X：(0956) 62-3178